

令和6年塩尻市議会3月定例会

予算決算常任委員会会議録

○日 時 令和6年3月12日（火） 午前10時00分

○場 所 第一・第二委員会室

○審査事項

議案第23号 令和6年度塩尻市一般会計予算

○出席委員

委員長	篠原 敏宏 君	副委員長	小野 芳幸 君
委員	古畑 秀夫 君	委員	百瀬 友彦 君
委員	小松 勝子 君	委員	小口 直実 君
委員	石井 勉 君	委員	上條 元康 君
委員	山崎 油美子 君	委員	樋口 千代子 君
委員	青木 博文 君	委員	赤羽 誠治 君
委員	平間 正治 君	委員	小澤 彰一 君
委員	中野 重則 君	委員	青柳 充茂 君
委員	牧野 直樹 君	委員	中村 努 君

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

事務局長	山崎 浩明 君	事務局次長	宮原 勝広 君
事務局係長	酒井 千鶴子 君	事務局主事	清沢 光晴 君

午前10時00分 開会

○委員長 おはようございます。ただいまから3月定例会予算決算常任委員会を再開いたします。ただいまの出席委員は18名で定足数を超えておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の審査日程について、副委員長から御説明申し上げます。

○副委員長 おはようございます。本日の審査は、議案第23号令和6年度塩尻市一般会計予算のうち、歳出の8款土木費から13款予備費まで、及び歳入などの審査を行います。なお、1時間に1回程度の休憩を入れて審査を行いますので御了承ください。以上です。

○委員長 それでは、ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、発言は委員長の指名を受けた者のみとし、必ずマイクを使用していただくようお願いいたします。なお、お配りしてあります進行予定表のとおり区切って審査を行ってまいります。簡潔明瞭な説明、一問一答方式による質疑及び答弁に御協力をお願いいたします。また、説明者の入退室は、適時自由に行っていただくということでお願いいたします。

議案第 23 号 令和 6 年度塩尻市一般会計予算について

○委員長 それでは、審査に入りますが、説明に当たりましては、事務諸経費などの形式点的な事業については説明を省略して構いませんので、簡潔な説明をお願いいたします。歳出の説明の際は、当該事業に関連する歳入も併せて説明をしてください。なお、歳出に関連する歳入の説明及び質疑は歳出に併せて行うということで、歳入全般での説明及び質疑は一般財源のみとなりますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

それでは、初めに、8 款 1 項 1 目土木費から 3 項 1 目河川維持費までの説明を求めます。

○建設課長 おはようございます。それでは、8 款土木費をお願いいたします。予算書の 244、245 ページ、2 項道路橋梁費 1 目道路橋梁総務費、説明欄 2 つ目の白丸、道路橋梁事業諸経費 1,373 万 6,000 円の主な支出につきましては、下から 2 つ目の黒ボツ、県単道路事業等負担金として、県が施工主体となって実施しております急傾斜地崩落対策事業に係る負担金です。全体事業費の 5 % 分を市が負担することがルール化されておりますが、令和 6 年度は急傾斜地崩落対策事業として、奈良井の浄龍寺付近と塩尻町の対策工事を本年度に続き実施するほか、奈良井駅から奈良井郵便局付近の測量設計等が予定されております。

次に、2 目道路維持費、1 つ目の白丸、道路等維持事業 3 億 6,264 万 4,000 円につきましては、予算説明資料の 25 ページを併せて御覧いただきたいと思います。記載のとおりですが、地元要望箇所を中心に側溝整備や舗装改良工事を実施するとともに、街路樹の剪定、除草及び側溝清掃等の維持管理を適切に行うための事業となります。特に令和 6 年度につきましては、舗装改良工事費を昨年度に続き 2,000 万円増額し、合計 1 億 2,000 万円の予算で生活道路や高ボッチ線の舗装補修を実施するほか、雨水対策工事といたしまして、高出五区周辺の雨水対策工事を進めてまいります。なお、この事業の財源につきましては、一部、緊急自然災害防止事業債を活用しております。

続きまして 246、247 ページ、3 目道路新設改良費、1 つ目の白丸、幹線道路整備事業 2,800 万円につきましては、塩尻町交差点改良事業に伴う用地取得費及び信号機の設置費や道路新設改良工事が主な支出となっております。なお、こちらの財源につきましては、社会資本整備総合交付金を活用しておりまして、補助率は 100 分の 55 となっております。

次の白丸、生活道路整備事業 5,800 万円につきましては、地区要望による生活道路の改良工事として、道路の拡幅や道路隅切りの拡張など、市内 12 か所の施工を予定しております。なお、こちらの財源につきましては、一部、社会資本整備総合交付金を活用しており、補助率は 100 分の 50 となっております。

続きまして、その下、歩道整備事業 7,600 万円につきましては、郷原の郷福寺南側市道の拡幅工事及び広陵中学校西側の道路整備に向けた用地取得費や支障物件移転補償費が主な支出となります。なお、財源につきましては、社会資本整備総合交付金を活用しており、補助率は 100 分の 50 となっております。

続いて 248、249 ページ、白丸、道路施設長寿命化改修事業 4 億 1,020 万円につきましては、予算説明資料を併せて御覧いただきたいと思います。道路施設の定期点検や長寿命化修繕計画に基づく対策工事を実施し、道路

施設の維持管理費の平準化及びライフサイクルコストの低減を図るものです。令和6年度は、橋梁関係の工事については、みどり湖駅北側の上西条第一跨線橋などの補修工事をJRへ委託するほか、木曽の大橋などの橋梁補修工事を実施する予定であります。また、幹線道路の舗装改良工事といたしまして、東山麓線、グリーンロード、床尾平出線、奈良井宿場内の市道の舗装修繕を本年度に引き続き実施するほか、新たに広丘東通線の吉田支所の西側付近と堅石の綿半スーパー西側、線路沿いの道路ですが、こちらの舗装工事を実施する予定であります。なお、こちらの財源につきましては、橋梁の補修等には道路メンテナンス事業補助金、補助率は100分の55を活用し、舗装改修には地方創成道整備交付金、補助率は100分の50を活用するほか、緊急自然災害防止対策事業債などを活用しております。

次に、4目交通安全施設費の説明欄、交通安全施設整備事業2,000万円につきましては、予算説明資料を併せて御覧ください。地元要望及び通学路合同点検などを踏まえまして、交通安全施設を整備し、安全で安心な道路環境を確保するための事業となります。なお、財源につきましては、通学路安全対策工事には社会資本整備総合交付金、補助率は100分の55を活用しております。説明は以上となります。

○委員長 それでは、質疑に入ります。

○青柳充茂委員 いつものように大きい声で元気よく御説明いただいてありがとうございました。どの事業というのではないのですが、全般的なことで、道路がいかに大切かということは、職員の皆さんも、それから議員も市民もみんな思いを共有していると思うのですが、何か大きな声で元気よくおっしゃっていただいた割にはこんな規模で、本当に地元要望、いろいろな要望があると思いますけれど、応えきれぬのかなという心配もないわけではありません。例えば、生活道路関連とか、それから幹線道路の整備の関連で予算の説明資料を見たりすると、対前年マイナスと大きく出ています。事情は多分あるのだろうと思うのですが、私がうがって思ってしまうのは、今回、令和6年度予算の編成の中で支出を見直して、削れるものはできるだけ削って、それで新しい、例えば保育料の無償化みたいところへ回したいというのがあって、一番大切と考えられる道路予算みたいなものまでしわ寄せがあつて、遠慮してしまったのではないかと、そういう心配をしてしまうわけです。なので、そういうことはなかったのかどうか。当初予算、これで行っても、これから出てくるいろいろな地元要望に対しては十分応える準備はできていますということをお聞かせ願いたい。

○企画政策部長 令和6年度予算につきましては、夏場から3か年の事業を決定する行政評価、第1期中期戦略の令和6年度、令和7年度、令和8年度のハード事業も組立てをしながら、一般財源をどう生み出していくかという作業を行いました。保育料の未満児、第二子以降無償化の財源を捻出すべく、ハード事業の整備を行ったのですが、第一に優先的にしたのは市民生活に直結する維持補修、それから地区の要望等の事業は、過去2年間、5,000万円程度の増額をしておりますので、その規模はしっかり確保をいたしました。その中で財源等の工夫をしながら、新たな未来投資等も配慮しながら、令和6年度、令和7年度、令和8年度につきましては、ハード事業整備について、市民生活に支障のない、しっかりと組立てをしました。本会議で申し上げたのですが、第2期、第3期のハード事業の組立てがこれから肝であります。レザンホールの改修あるいは新平出博物館の整備等の財源をこれからどうしていくか。市民生活に支障がないようにしっかりと基盤を固めながら財源を確保して、今後の未来の塩尻市のハード事業を組み立てていく。来年度、大変な作業になると思いますけれども、そういった配慮で3か年はしっかり組んであります。

○青柳充茂委員 企画政策部長の答弁はいつもに比べて、何か力強い感じだった。それは伝わりましたが、

本当に生活インフラをしっかりと支えたと。昨日も火事があったりして、かわいそうな事故だったと思うのだけれど、市内を見て歩くと、ここは消防車がきちんと入ってこられるのかとか、そういう心配なところがいっぱいあります。特に古い市街地の中とか、それから、危険な狭隘な、あるいはカーブが狭くて、お年寄りが運転しているとぶつかりそうな、内輪差なく入ってくるような道路がいっぱいある。直すべき道路というのは、これから未来、20年、30年先に向けて、絶対あるわけです。だから、そういう生活インフラ、市の一番大事なインフラを自分たちが造っていくという誇りを皆さんお持ちであるわけですから、しっかり企画政策部長や理事者の言うことばかり聞かないで、どうしてもこれは欲しいのだということはやっていってほしいと思いますけれども、そのようなことはどうですか。

○建設事業部長 委員おっしゃるとおりです。市内のインフラ、結構傷んできております。そういった部分は市民生活に直結する部分ですので、きちんと整備していく。また、地元要望も60以上の区から、それぞれ地元でも順位をつけて、たくさん要望してきている場所がありますので、私どもも現地へ出向いて、きちんと優先順位、地元の優先順位と、その市民要望にきちんと応えられるように整備をしていきたいと考えておりますし、また予算についても、実施計画の段階からきちんと必要な予算については要望してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○青柳充茂委員 ありがとうございます。ということは、当初予算はこれだけれども、今後、いろいろな生活に密着したところでの要望が出てくれば、補正なりでしっかり対応していくということでもいいですか。その方向でやっていくと。今、企画政策部長に大きくうなずいていただいたけれども、理事者代表で、副市長、どうですか。大丈夫ですか。もうどんどん持ってこいと、しっかり応えていきますと。お願いします。

○副市長 先ほど来出ているように、市民の皆さんの生活のインフラとして基本的なものですので、そこは、必要なものに対しては遅滞なく、しっかりと対応してまいりたいと思います。当初予算で不足する分については、また適宜、お伺いを立てさせていただきたいと思います。

○青柳充茂委員 ありがとうございます。大いに期待していますので、事業部の皆さん、名前が変わるのでしたか。令和6年度からは建設部ですか。頑張ってください。期待しています。ありがとうございます。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○中村努委員 247、249ページの歩道整備事業です。説明資料を見ると、通学路や歩行者の多い道路への歩道の整備ということで、用地取得費、支障物件補償費を計上されていますけれども、説明があった場所、確かに必要なところだと十分理解して、予算づけしていただいて大変ありがたいと思っているのですが、市内、多くのところで歩道設置をしてほしいという箇所が非常に多いのだけれど、こういう用地取得だとか支障物件の予算づけができる条件というのは、どんな評価でされているのかお聞かせください。

○建設課長 歩道整備事業につきましては、来年度、先ほど説明したとおり、湯之気の道から北側に伸びていく910メートルの内側の道路を主にしますけれども、これに関しては社会資本整備総合交付金の補助を活用しております。その補助の要項といたしましては、つけるための道路の幅員ですとか、歩道の幅員、それと歩道のつながり。単体にその中間だけ歩道があっても、補助事業としてはなかなか認められない部分がありますので、全体的な道路事業として社会資本整備が活用できるというところを、優先的に整備を進めているところです。

○中村努委員 全体的にできるかどうかという判断は、予算的な面で判断するという意味ですか。

○建設課長 予算が、どちらかというと後からついてくるものですので、通学路になっているとか、そうい

う位置づけと、あと、前後の都市計画道路に接続する部分があるかとか、そういったところで歩道整備を実施するかしないかというところを決めている。先に目星をつけて、歩道整備を実施するかどうかという判断材料としております。

○中村努委員 そうすると、市内にたくさんありますよね。その計画というのは、誰がどういう判断でつくるのですか。

○建設課長 最優先しているのは、毎年実施しております通学路合同点検。市内の小中学校の要望等で上がってくるもの、また、そこを現地で見る中で、ここは歩行者も交通量も多いので歩道が欲しいといった要望を踏まえて、歩道整備の実施の有無を判断させていただいているところです。

○中村努委員 そうすると、要望に上がったところはそういう検討の俎上に上がって、できるところは計画してやっていくと。そういう理解でいいですか。

○建設課長 おっしゃるとおりで、合同点検ですとか地元要望に上がってきた場所については、必ず一度は検討させていただいて、その後、事業化等の検討をさせていただいております。

○中村努委員 分かりました。別件で。247 ページの除雪対策事業ですけど、補正予算のときに小松委員から質問があつて、その後、よく分からなかったのですけれども、スクールバスの関係で、大型車両が通行止めになったのでスクールバスが運行しなくなったという事例なののですけれども、大雪の日、2月ですか、あのときの大型車両の通行止めになったというのは、どの道路で誰の判断でしょうか。

○建設課長 まず高速道路、これは大型に関わらず、全て通行止めになりましたけれども、こちらはNEXCOの判断です。あと、国道に関して、大型通行止めを判断したのは、19号であれば飯田国道事務所、20号であれば長野国道事務所が、それぞれが道路管理者の判断で、通行止めの実施の判断をしているところです。

○中村努委員 そうすると、スクールバスを運行委託しているところには、運行できないということを連絡した、判断したというのは、どなたになりますか。

○建設課長 道路管理者といたしましては、スクールバスに限らず、市として、国道関連、高速関連が大型車侵入禁止になっているという発信はいたしますけれども、そこから、それぞれのスクールバス等の管理者、そういった情報は御自身で情報を収集していただいて判断することになりますので、特に道路管理者の立場から、それぞれの団体ですとか機関に個別に通行止めの通知をしているような状況ではありません。今、情報共有をさせていただいているのは、市の中にチャットグループがありますので、その中で、どの道が通行止めになりそうとか、通行止めになっているとか、そういった情報を共有させていただいているところです。

○中村努委員 分かりました。普通の一般の車両については、それぞれが情報を取得して対応をするということだろうと思うのですが、要は、学校として、大型車両が通行止めになっているという情報がなくて、子どもの下校時間が大変遅れてしまったということがあったわけです。スクールバスが運行休止になったという情報は、しっかり学校を通じて保護者に伝わるような仕組みにしておかないといけないと思うのです。その辺、今後の課題としていかがでしょうか。

○建設課長 先ほど申し上げたように、道路管理者としては、まず情報を早めに発信するという役目をきっちり果たしまして、その情報が早く教育部門に届いて、教育部門でしっかりとスクールバスの関係ですとか、お迎えの関係とかを調整していただくように庁内で調整してまいりたいと考えております。

○中村努委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○石井勉委員 中村委員から先ほど御指摘があった同じ箇所ですけれども、予算書 247 ページ、歩道整備事業に関しまして、郷原の郷福寺の脇、南側、今工事中の箇所について御説明がありました。今やっている工事が本年度内に終了すると聞いていますので、予算づけがあって、その先、延伸していくということだと思いますが、大分使い勝手のいい道路になるのではないかと考えています。新体育館の北という交差点から、恐らく郷原街道につながってくるようになるかと思うのですが、拡幅ということと、やはり東西の交通の流れが変わってくるだろうということで、実際に拡幅が終わった後のリスクの面にも配慮したほうがいいのではないかと考えているのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○建設課長 一番効果が大きそうな広陵中学校の西側の 910 メートルの歩道整備事業、こちらができることによって、最近できました総合体育館北側から北へ延伸してくる車がかなり増えると思います。それに関しては、道路設計時点で交通安全に配慮した、スピードが上がっても大きな事故にならない構造ですとか、場合によっては、減速をするための注意喚起等も含めながら整備を進めているところです。交通にどのような危険が生じるかとか、そういった具体的な詳細の部分まではまだ設計に至っておりませんが、今後、詳細設計をさらに詰めていく中では、十分安全に配慮した道路となるよう進めてまいりたいと考えております。

○石井勉委員 ありがとうございます。令和 6 年度にあそこは全部通れるようになるということですか。

○建設課長 御質問については、郷福寺の南側の道路ですか。あちらにつきましては、現在、郷原街道といいますか、県道から 70 メートルぐらいの歩道整備を予定しております。当初予定ですと、本年度に 70 メートルは完了する予定だったのですが、物価の高騰等で事業費が不足しておりますので、令和 6 年度も一部工事を継続して、令和 6 年度で、郷原街道から 70 メートル間の歩道整備が完了する予定でおります。

○石井勉委員 その先、総合体育館北の信号までというのと、どのぐらいの時期に開通するものでしょうか。

○建設課長 郷福寺の南から延びてくる道路に関して、今の実施計画上の計画ですと、当面 70 メートル、県道へのタッチの部分だけを事業化しておりますので、その先については、今のところ、計画はありません。

○石井勉委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○中村努委員 245 ページの国道 19 号の塩尻地区整備促進協議会負担金に関連して、令和 6 年度はどのぐらいまで工事が進捗するのか、予定をお聞かせください。

○建設課長 国道 19 号 4 車線化事業化ということに昨年なりましたけれども、まだ、すぐ工事という部分には当たらず、金塚交差点付近から、まずは事業化をした後、用地買収を進めていくということで国道からは伺っております。

○中村努委員 具体的に、どの程度まで作業とやらは進むのか分かりますか。分からないですか。

○建設課長 用地買収がということですか。

○中村努委員 用地買収まで行くということですか。

○建設課長 そうです。事業化が終われば用地買収に取りかかるということです。今、それぞれ都市計画法の手続等を進めているところで、近いうちにその手続が終わるということで伺っておりますので、その後、令和 6 年度から、国の予算の範囲内で用地買収を進めていただけるということで伺っています。

○中村努委員 あと、檜川地区の19号の改修について、どの程度進むのか教えてください。

○建設課長 担当の係長よりお答えいたします。

○建設係長 今の檜川診療所の交差点のところだと思うのですが、5月末を目指して工事が進んでおりますので、今年の春に完成予定となっております。

○中村努委員 その先の奈良井宿へ入っていくところの視界をよくするための工事を計画されていますけれど、それは始まるのでしょうか。

○建設係長 時期は未定です。現在は地権者の調整を行っているところです。

○中村努委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

では、私から1点お聞きします。245 ページで、先ほど、奈良井地区の急傾斜地の説明がありました。これは道路橋梁事業諸経費の中に入っているわけですが、道路と関係のないような気がするのですが、もともとこの科目でよろしいかどうか。

○建設課長 急傾斜地なので、基本的には道路とは若干違うところがあるのですが、県が県の建設部門で急傾斜地の崩落対策事業を進めていただいております。その関連で、その直下にあります市とも関連した事業化ということで、私の部の中で負担金を出しているということです。

○委員長 科目はどこでもいいので、事業化がしっかりされて、特に県としっかり連携がされておれば、それは構わないのですが、たまたま昨日、現場の近くで住民から話を聞かれたので私も聞きますが、これは、今年度、浄龍寺の部分は完成するかどうかということです。

○建設課長 浄龍寺の部分につきましては、本年度も工事を実施しておりますし、令和6年度も工事を実施するということですが、なかなか、やはり200メートルの崩落防止の柵橋ですので、令和6年度からもう3年ぐらいはかかるというような情報は県から頂いております。

○委員長 もう3年ということは、あと3年。かかってからもう2年になりますが、あと3年かかるということですか。

○建設課長 急傾斜地は、おおむね全体で5年から6年かかりますので、あと3年かかるということです。

○委員長 分かりました。

ほかにありましたら。よろしいですか。

次に、4項1目都市計画総務費から5項2目建築指導費までの説明を求めます。

○都市計画課長 私からは4項都市計画費について御説明をいたします。1目都市計画総務費、2つ目の白丸、都市計画総務事務諸経費につきましては、250、251 ページ、下から8つ目の黒ボツ、地区計画策定基礎調査業務委託料182万円につきましては、市街化調整区域の地区計画策定に当たりまして、2地区分の基礎調査に係る経費を計上したものです。その2つ下の黒ボツ、まちづくり計画策定業務委託料1,300万円は、令和6年9月の公表に向けて、昨年度から策定を進めております都市計画マスタープランにおきまして、周辺自然環境に配慮しながら、重点的に開発を進める区域として定めます土地利用促進区域につきましては、地域の振興を基本に、本市の均衡ある発展に向けた都市的土地利用の転換について調査検討する経費を計上したものです。

続きまして、2目公園管理費、白丸、公園等管理諸経費8,658万円余につきましては、小坂田公園の指定管理を初め、市内40か所の都市公園、檜川地区公園の管理を行うための経費です。主な内容につきましては、253

ページ、上から4つ目の黒ボツ、小坂田公園指定管理料 5,400 万円。こちらは小坂田公園の指定管理料でありまして、指定管理者は、TOY BOX・松本山雅共同事業体です。

2つ下の白丸、小坂田公園再整備事業 1 億 2,749 万円につきましては、旧レストラン棟での室内アスレチック整備、公園西側のトイレ改修、バーベキュー広場の整備等に係る経費でありまして、令和6年度の予算をもって再整備事業が完了する予定です。なお、財源につきましては、国の交付金 6,000 万円を予定しています。

次の白丸、塩尻北部公園再整備事業 50 万円につきましては、令和6年度の新規事業です。塩尻北部公園を魅力ある地域に、親しまれる公園に再生するために再整備事業の検討を行うものです。初年度としまして、住民ニーズを把握するためのワークショップの開催に係る経費を計上したものです。

次に、3目都市計画道路費の白丸、都市計画道路整備事業 3 億 3,290 万円の内容について、1つ目の黒ボツ、都市計画道路工事費 2 億 1,280 万円につきましては、広丘東通線、高出野村地区及び吉田地区の道路築造工事の経費です。その下の黒ボツ、用地取得費と支障物件移転補償費につきましては、同じく広丘東通線の吉田地区の用地確保に係る経費です。なお、財源につきましては、国の交付金 1 億 6,645 万円を予定しています。

254、255 ページ、5目区画整理事業費の白丸、野村桔梗ヶ原土地区画整理事業 3,000 万円につきましては、地区内の公園整備に係る工事費を計上したものです。なお、区画整理事業の進捗状況につきましては、現地での造成工事等につきましては全て完了しておりまして、令和6年11月の換地処分に向け、土地区画整理組合において、事業計画の変更ですとか、精算金の算定を含めました換地計画書の作成等を行っている段階です。

続きまして、6目市街地活性化事業費、2つ目の白丸、エリアマネジメント促進事業 1,510 万円につきましては、令和6年度の新規事業です。住民や事業主、地権者等が主体的となって、中心市街地のにぎわい創出や良好な環境の形成に向けた地域価値の向上に取り組むエリアマネジメントを促進していくものです。具体的な内容につきましては、官民連携によります本市の中心市街地にふさわしいまちづくりを推進するためのガイドラインとしての役割を担います、市街地総合再生基本計画の策定に係る委託費用を計上するものです。

次に、7目交通安全対策費、白丸、交通安全対策事業諸経費 1,218 万 7,000 円につきましては、市民の交通安全対策に必要な経費を計上したものです。一番下の黒ボツ、自転車用ヘルメット購入費補助金 119 万 7,000 円につきましては、令和5年度より行っておりまして、市内に住所を有する高校生世代と高齢者世代を対象に、県と連携しまして、自転車利用者のヘルメットの購入支援を行う経費を計上したものです。なお、財源につきましては、県からの補助金 39 万 9,000 円を見込んでおります。

256、257 ページ、8目輸送対策費、最初の白丸、輸送対策事業の主な内容につきましては、下から8つ目の黒ボツ、地域振興バス運行委託料 1 億 3,879 万 8,000 円につきましては、地域振興バスすてっぷくん5路線とのるーと塩尻の運行経費です。なお、財源につきましては、使用料としまして 720 万円を予定しています。次に、下から2つ目の黒ボツ、オンデマンドバス実証実験負担金 1,209 万 5,000 円につきましては、のるーと塩尻の片丘地区へのエリア拡大に必要な経費です。ミーティングポイント設置に係る経費、システムのエリア拡大経費、地域へのマーケティング活動経費などを計上したものです。財源としましては、国の補助金 8,000 万円余を見込んでいます。私からの説明は以上です。

○建設住宅課長 258、259 ページ、5項住宅費1目住宅企画費、3つ目の白丸、市営住宅管理維持補修費 7,308 万 6,000 円につきましては、市営住宅等の管理、維持、補修に係る経費です。2つ目の黒ボツ、特定公共賃貸住宅等指定管理料から4つ目の黒ボツ、市営住宅管理代行料までは、市営住宅等の管理、維持、補修等を長野県住

宅供給公社へ委託等する費用です。特定公共賃貸住宅等指定管理料と市営住宅管理代行料につきましては、令和5年度から5年間の債務負担行為により実施をするものです。なお、5つ目以降の黒ポツにつきましては、公営住宅等長寿命化計画に基づき実施する用途廃止する市営住宅、上ノ原団地解体工事、アスベスト検査業務委託、用途廃止予定の住宅の移転補償等となっております。財源につきましては、市営住宅使用料のほか、工事請負費につきましては社会資本整備総合交付金で、補助率は2分の1となっております。

4つ目の白丸、空き家対策事業 4,374 万 6,000 円につきましては、管理不全空き家の適正管理推進と空き家の利活用促進に関する費用です。空き家利活用事業委託料といたしましては、空き家の利活用を促進するため、空き家調査、空き家バンクの運営、移住定住希望者とのマッチングや、情報、窓口の一元化などの事業を委託するものです。261 ページ、下から3つ目の黒ポツ、空き家補助金につきましては、移住定住促進居住環境整備事業補助金交付要綱に基づき、空き家利活用のための空き家の片づけ、改修や解体に要する費用を補助するものです。財源は、空き家改修事業の一部については社会資本整備総合交付金で、補助率は2分の1となっています。

続きまして、2目建築指導費、2つ目の白丸、耐震対策等事業 1,427 万 2,000 円につきましては、昭和56年5月以前に建築された木造住宅の耐震診断業務委託や耐震性のない住宅の耐震改修工事や除却工事、倒壊する危険性のあるブロック塀の撤去、改善工事等に関する補助を行うものです。財源は社会資本整備総合交付金で、補助率は2分の1。また、県の住宅建築物耐震改修促進事業補助金で、補助率は4分の1となっております。以上で、8款土木費の説明を終わります。御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長 以上までの部分の質疑を行います。

○中村努委員 251 ページのまちづくり計画策定業務ですが、新たな開発の考えということだと思いますが、その候補になっているところは吉田地区でよろしいですか。

○都市計画課長 本年度の予算で検討しようと考えております地区につきましては、ちょうど本市の北側の松本市境にあります吉田の若宮の周辺のエリア、こちらの土地利用促進区域の範囲につきまして検討したいと考えています。

○中村努委員 検討する面積はどのくらいでしょうか。

○都市計画課長 およそ 13.1 ヘクタールを予定しています。

○中村努委員 そうすると、大体イメージとして、高速道路から北側、若宮との間、全部くらいがそのくらいの面積になるでしょうか。

○都市計画課長 今想定している範囲につきましては、ちょうど西側につきましては、現状の市街化区域のところからちょうど田川のほうに向けて田園地帯になっているところがあります。そこから田川ぐらいまで、南側は既存の集落がありますので、その既存の集落の上、田んぼですか、そちらの範囲でおよそ 13.1 ヘクタールというように想定をしています。

○中村努委員 ちょうど今、松本市の村井地区で、まつもと医療センターのすぐ近くのところを民間で開発していて、大体その面積が 5.3 ヘクタールということで、あの辺は完全に農地ではなくなりました。吉田地区でのタウンミーティングの中でも、松本市とのまちの連続性、インフラ含めて、ぜひ、お願いしたいということで、今、若宮地域に行くのに、一回松本市に行かないと入れないような交通事情もありますので、一体的に計画をぜひお願いしたいと思いますので、よろしくお願いしたいのと、従来、塩尻市の開発は区画整理組合方式が多かったと思うのですが、開発の方法として、どんな手段を想定されているのかをお聞かせください。

○都市計画課長 委員が御指摘された御意見のとおり、これまでは、本市は土地区画整理事業をすることで、住宅地といいますか、都市的土地利用に転換してきたという状況です。しかしながら近年ですと、なかなか土地の価値の向上というの、上がり幅がなかなか大変という中で、大分減歩率が多くなっているというような状況です。今委員おっしゃられました松本市の上村井地区につきましては、民間事業者によります開発がされていると聞いております。本市につきましても、今回の調査の中で、こういった事業の可能性はあるかというのを調査していきたいと思いますが、想定されるとすれば、大きなくりの1つとして、今、松本市の上村井地区は民間の事業という形で、あと、もう1つは、野村桔梗ヶ原地区で実施したとおり、区画整理なのですが、業務代行方式といいまして、全体を事業者が入りまして進めていくという方法もありますので、どの手法が一番適切かといいますか、どういう可能性が考えられるかというのをこの調査で調べていきたいと考えています。

○中村努委員 よろしくお願いいたします。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○副委員長 257 ページになります。輸送対策事業の地域振興バス運行委託料と関わりがあると思うのですが、すてっぷくんのダイヤの関係の見直しとかが令和7年になると思うのです。そうすると、今年度は基本的に、そこら辺をどういった形で、時刻表とか、そういったものを見直すかという検討に入るかと思うのですけれども、それに当たって、住民とか、沿線の皆様との意見交換や何かがあるかと思うのですが、そこら辺の説明とかは、大体いつ頃くらいから始まるのでしょうか。

○都市計画課長 地域振興バスのダイヤ改正につきましては、おおむね3年に1度という形で行っています。ダイヤ改正につきましては、まず基本的には、私どもの中で、現在のバスにどれぐらい乗車人数の方がいらっしゃるかというような調査を、まずは私どもでさせていただきます。その中で、過去の経過から、この時間帯には通してほしいというようなものもありますので、まずは、そういったたたき台みたいな案を上半期の期間中に市で作成させていただきまして、その案を基に地元へ意見聴取に入るというような方法で進めていきたいと考えています。

○副委員長 分かりました。その前までに地元も、大体こんな調査も入るし、こういった形の要望みたいなのもあれば、ある程度まとめておいたほうが、話が早く進みやすいという状況であるという形で認識させてもらいましたけれども、それでよろしいでしょうか。

○都市計画課長 地元要望等がありましたら、委員がおっしゃられましたとおり、まとめておいていただくと、私どもで聞き取りまして、あと、どうしても交通事業者、運転をされております交通事業者と調整をして、その中で可能な範囲でダイヤ改正をしていくというような形になろうかと思っております。

○副委員長 ありがとうございます。よろしくお願いします。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○小澤彰一委員 253 ページをお願いします。まず公園について、40 か所あるという御説明がありましたが、小坂田公園や奈良井大橋は道の駅に登録していますので、かなりきれいに整備されているのですけれども、それ以外のところで、高木の剪定など、これだけで足りるのだろうかという気がするのです。国道19号線などのセンターラインを超えるくらいの枝が張っているような高木があつて、大変危険ではないかと思うのですけれども、こういう管理についてはどのように整備をしていく計画があるのか御説明ください。

○都市計画課長 高木剪定につきましては、令和5年度から予算を増額させていただいて対応しているという

状況です。近年、各種公園も大分樹木が成長してきました、かなり、そういった道路ですとか、そういったところに飛び出ているというようになっています。地元の要望もそうですけれども、あとは電線ですとか、そういうところに支障になっているというところを中心に剪定をさせていただいているという状況になります。

○小澤彰一委員 同時に、小坂田公園や奈良井の場合にはかなり定期的に手が入れられていて、橋の架け替えなど、補修などもされるようですけれども、そのほかのところ、例えば石垣があるとか、それから人が渡る木造の橋があるとか、そういう点検などは定期的にされているのでしょうか。

○都市計画課長 通常の巡回の点検という形の中では、公園パトロールの職員を、市で会計年度任用職員を採用させていただいておりますので、そちらの中で、目視の点検にはなりますけれども、見て確認をしているという状況になります。

○小澤彰一委員 遊具によるけがもありますけれども、例えば石垣が崩れたとか、橋の上に乗って落ちて、腐っているところを落ちてしまうとか、そういうことがないように十分検討をお願いしたいと思います。

その下のところ、253 ページの駅舎についてですけれども、今、市内には8つのJRの駅があると思うのですが、この電気代だとかそういうものについては全部、市で負担するのでしょうか。

○都市計画課長 こちらの駅舎等維持管理諸経費で見えております電気料につきましては、塩尻駅の広場側のエレベーターに関しますもの2基、あと広丘駅の2基の計4基の関係のものになります。あとは広丘駅の自由通路ですとか、今回のエレベーターの中にあります防犯カメラ等の電気料ということで、駅自体の運営に係る電気代については当然JRで見いただいている。あくまで市の施設部分に関する電気代という形になります。

○委員長 よろしいですか。

○古畑秀夫委員 同じ253 ページですけれども、塩尻北部公園を改修していくということで、取りあえずワークショップで意見を聞くということですが、今、グラウンドで野球とかテニスとかあると思うのですが、中心的には、市としての考えというのを、まるっきりワークショップでその意見だけを吸い上げてみたいのか、今の部分を基本にしながら進めていくのか、その辺の考え方についてお聞きします。

○都市計画課長 北部公園につきましては、小坂田公園と違いまして、周辺に民家が連立しているというようなところ。また、公園の位置づけも、小坂田公園は総合公園という形の中で、対象が塩尻市全員の方。北部公園につきましては地区公園という形の位置づけでありまして、近隣にお住まいの、おおむね半径1キロメートル圏内の方の利用を目的に設置している公園となります。ですので、基本的には地域住民、周辺の方、利用される方の御意見を聞いていく中ではありますけれども、市としましては、今、せせらぎ水路があるのですけれども、そちらが夏場、コケとか、結構危ないというような御意見も頂いています。また、現状、芝生広場のところも有効に活用されていないというところがあります。また、近隣住民からは、落ち葉の関係ですとか、そういった苦情も頂いているところですので、そういった、地域の皆さんが、まずはこういった形の公園を望むのかということを知って、その中で変えるべきところは変えていくと、再整備していくというような判断をしていきたいと考えています。

○古畑秀夫委員 分かりました。それでは、もう1つ。257 ページですけれども、地域振興バス、それからオンデマンドバスで、来年度、片丘でオンデマンドを進めるということですが、まだオンデマンドバスなどが運行されていないところについて、その後はどのような考えをお持ちでしょうか。洗馬などもぜひ導入してほしいなどの意見があるわけですが、お考えをお聞きしたいと思います。

○都市計画課長 のる一との運行についてです。こちらにつきましては、今の私どもが定めております地域公共交通計画の中では、おおむね市街地内をカバーするということで、その他の郊外部に接続している、今、振興バスすてっぷくんを運行しているエリアにつきましては、利用者数につきましてもそうですけれども、なかなかのる一とで全てカバーできる状況ではないというような認識を持っています。ただ、これから市街地へ広がっていく際に、少しでも余裕が出る、例えば、そういったことになってくれば、広げることも一つの案だと思いますけれども、ただ、のる一と以外の選択肢も当然あると考えていますので、そちらにつきましては、次期公共交通計画の策定に併せて、農村部、集落の公共交通の検討をしていきたいと考えています。

○古畑秀夫委員 再来年からということになりますと、来年度、いろいろ市民の意見を聞いて進めていくということによろしいでしょうか。

○都市計画課長 今の地域公共交通計画が令和8年度までの計画になっています。次期は令和9年度スタートということになりますので、令和8年、令和7年度の中旬ぐらいから検討に入っていきたいと考えています。

○古畑秀夫委員 そうすると、まだ計画からいくと、のる一などを広げるという計画というのは、令和8年度以降の中で進めるということになるわけでしょうか。

○都市計画課長 のる一に限らず、あらゆる交通手段を検討していきたいと考えています。

○古畑秀夫委員 結構です。

○委員長 よろしいですか。

○平間正治委員 2点、お願いします。1点目が253ページ、先ほどの小澤委員の関連になりますけれども、公園の関係で、街区公園というのですか、樹木や草などの繁茂もそうですけれども、危険性、安全性のところからいって、並木町の葬儀屋の裏に公園がありますよね。あそこは人通りも少ないし、何か夜になると物騒だという意見を頂いています。たしか以前に木を切っていただいたようなこともあったかと思うのですが、今もそんな御意見があるので、当局としてはどういうように意識されているのかお伺いします。

○都市計画課長 並木町のところの公園ですけれども、すみません、過去に木を切ったというのも、私も記憶がなくていけないのですけれども、現状、地元の要望の中ではそういった意見はまだ頂いておりませんので、また地元区の要望等が出てくれば、そういった対策を考えていかなければいけないかと思っております。

○平間正治委員 公園の北側に何軒か住まれている方たちがいて、ほかの周囲は住宅がないのです。あそこは北側だけであって。夜、高校生か社会人が分かりませんが、そういう場所であつたりもするというようなことで、それがいけないということではないのですけれども、防犯上、心配になるということも、住民の方から私のほうには頂いていますので、また検討していただければありがたいと思います。

もう1点は、255ページの市街地総合再生基本計画のことについてでありますけれども、大門商店街のことにつきましては、昨日、担当課へ要望しましたら、この再生計画の中のソフト部分で対応していくという話がありましたので、ぜひ、よろしくお願ひしたいということと、この再生計画については立地適正化計画というのがあります。これとの関係性というか整合性というか、どっちが上位計画になって、どういう関係にあるのか、御説明をお願いしたいと思います。

○都市計画課長 立地適正化計画につきましては、都市計画の市町村のマスタープランと同等の位置づけという形になっています。ですので、個別のある特定の地域の計画ではなくて、市域、特に都市計画区域内ですけれども、市域全般の計画という形の中で、都市機能誘導区域、居住誘導区域という、緩やかに誘導していくという

ことを定めている計画です。この市街地総合再生基本計画につきましては、どちらかといいますと、エリアを絞って、個別のその中の、もっと具体的にもう一段階落とし込んだ形の計画になっておりまして、市としてのこういった方針、先ほどのエリアマネジメントを進めていく上での市の指針となるような計画です。ガイドラインとしての役割を持つものでして、こちらにつきましては、もう一段階、どういった使い方という、具体的にになりますと、例えば市街地再開発事業等が民間主体で動き始めるという中では、この計画を基に国の交付金等の補助が受けられるというような性格を持っている計画です。

○平間正治委員 立地適正化計画も、大門地区というか、この中心市街地の地域について、どういうエリアだからとか、何を誘導してくるとかありましたよね。したがって、中心市街地のこの計画も全然無関係ではないと思うのです。当然、それに従った計画になると思うので、そういう形にしてもらおうということは当然のことだと思うのですけれども。それはさておいて、基になるこの計画というのは、二十何年も前のものです。これをまた見直しながら、それに準じたような計画にすることだと思うのですけれども、20 年前にやってきても、現実として計画を進めてきて、確かによかった部分もあると思いますし、ただ一方では、あまり進まなかった部分、現状のようになってしまっているということも事実なのです。一方で。したがって、この再生計画を練るときには、相当な覚悟を持って腰を据えてやらないと、再生計画はないと思うのです。ですから、ぜひ、しっかりとそこら辺も取り組んでいただきたい。大門商店街の関係も、昨日、申し上げておきましたけれども、そんなことでよろしくお願ひしたいと思います。これは要望です。

○委員長 要望でよろしいですか。ほかにありますか。

○山崎油美子委員 同じ 255 ページの自転車ヘルメットの購入補助金の件なのですが、現時点で購入数というか、何人買ったかという数字が分かれば。もしできたら、高校生、高齢者、それぞれに分かったら教えていただきたいです。

○都市計画課長 今現在、昨日までの状況ですけれども、ヘルメットの補助金の申請につきましては 110 件あります。そのうち高校生につきましては 21 件という状況でありまして、高齢者の方の申請が多いという状況です。

○山崎油美子委員 現時点、状況を見ても、多分高齢者が多いかなというようには感じていました。高校生、約 2 年弱前に死亡事故が起こって、ヘルメットをかぶっていたならば命が助かったということで、中信地区では、松本の違う私立高校のサッカー部のコーチが泣いて選手に訴えて、そこから高校生がかぶりだしたというような経過もありまして、ぜひ、また推進していただけたらというのがあります。ヘルメットの件で、高校生と高齢者の、今回、努力義務という道路交通法が 2 年前に制定されたのですけれども、小学生、中学生は、県の条例で制定されていて、自転車に乗ったらかぶらなくてはいけないという条例があります。そこで、多分塩尻市内は、3 年生から乗り出してもいいという、学校の独自の許可というか、1、2 年生は危ないのでやめておいて、家や公園とかで練習しておいて、あと 3 年生ぐらいになったら、春の交通安全教室が終わったところで乗ってもいいという、親御さんの許可があったら乗ってもいいというのがあります。そこで、その条例で、乗り出した、こうした小学生さんたちの補助ができないかというのは考えていないですか。

○都市計画課長 現状ですと、県との共同事業ということで進めておりまして、県の調査の中では、やはり一番自転車による交通事故が多いのが高校生世代と高齢者世代という形で進めております。基本的に市内の小中学生につきましては、学校単位でヘルメットの準備をしているとお聞きしておりますので、私どものこの交通安全対策事業の中では、広げるというのは、現時点では考えていないという状況です。

○山崎油美子委員 今、学校単位とおっしゃいましたが、小学生、ほとんど学校でのあっせんのヘルメットを着用していないのが現時点です。またその辺も、ぜひ、検討していただけたら。条例が制定しているのに、乗り出したときに購入をしなければいけないというものがあるので、塩尻独自で、将来検討していただけたらと思います。要望です。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○石井勉委員 予算書 257 ページ、地域公共交通整備に関してお聞きいたします。のる一とについてですけども、のる一の利便性についての話なのですが、利用者が拡大しているということは報告で分かりますけれども、その反面といいですか、その影響といいですか、思った時間に予約が取れないという声が幾つか聞かれます。私自身もそういった経験がありまして、度々利用されている方、頻度の高い利用者からは、早期予約が有効というか、うまくいくというお話も聞いてはいるのですが、その辺の声に関してはいかがですか。

○都市計画課長 のる一の運行は令和 4 年から順次始めてきて、中心市街地エリア、塩尻東エリア、今年度は広丘吉田エリアというように広げています。範囲の拡大に伴いまして、やはり即時予約、乗りたいときに予約してもなかなか希望する時間に乗れないという事象があるということは把握しています。ただ一方で、通常、今までのバスですと、例えば 2 時間とか 3 時間に 1 本というような状況でありまして、そこまで待つというような状況にはなっていないという認識をしています。また、事前予約をしていただきますと、おおむねの方が大体希望の時間に乗れると。遅れても、サービス目標としております 20 分ぐらいの遅れの範囲の中では、必ず希望する時間には乗れるというように考えておりますので、基本的には一長一短はあると思いますが、こののる一のサービスを広げていきたいと考えております。

○石井勉委員 ありがとうございます。そういったギャップというのは、これからまだ続けられていく実証実験の中で解決されていくと考えてもよろしいですか。

○都市計画課長 どういったサービス設定をするかですけども、車両台数をどんどん増やしていけば、今の課題に対して解決の方向に行くのかなというふうに考えていますけれども、そもそも、のる一に取り組んだ背景としまして、運転手不足ですとか、空気を運んでいるようなバスというような事情がありまして、なかなか交通事業者の状態もありますけれども、担い手が不足しているという状況から、よりよいサービスという形の中で取り組んだ事業ですので、根本的に、先ほど申し上げました 20 分ぐらいの遅れを超えるようなサービスになってくようであれば、車両の増加なども検討していく必要があろうかと思っておりますけれども、現段階では、サービス水準の範囲内にありますので、これは多分広がっていても、このサービス水準の中で運用していきたいと考えています。

○石井勉委員 ありがとうございます。塩尻型 MaaS 構想があるわけですけども、その目指すものの中にシームレス、ほかの交通機関等の連携ということがはっきりうたわれておりますので、やはりギャップがあると成り立つものかどうかという不安も感じてしまいますので、大変な面だとは思いますが、この地域だからという特性も生かしながら快適なものを目指してほしいと思いますので、引き続き、また経過も教えていただければと思います。ありがとうございました。

○委員長 要望でよろしいですか。ほかにありますか。

○小澤彰一委員 255 ページの交通安全に関するところで、ヘルメットについては自主事業、市の事業だということが分かりますが、交通安全教室等委託料、高齢者運転免許証自主返納支援事業負担金は、どこに委託をした

り、負担をしているのか。事業主体は何なのかということを伺いたい。

○都市計画課長 交通安全教室等委託料につきましては、市内の小中学校等を対象に、NPO法人のとらふいっくSistersに委託をしまして、交通安全教室等の実施をしていただいているというものです。令和6年度からはそれに加えて、高齢者対象のこういった交通安全事業もやっていただくような予定です。あと、高齢者運転免許証自主返納支援事業の負担金につきましては、委託をしているものではなく、私どもで自主返納された方に、のり一とですとかバスで使える、タクシーもそうですけれども、チケットを交付しています。そちらのチケットを使用された分に対する事業者への負担分という形の負担金ですので、委託という形ではなくて市税独自でやっているという形になります。

○小澤彰一委員 それから、交通安全協会の負担金というのは100万円ありますけれども、これは定額で請求されているということでしょうか。

○都市計画課長 こちらにつきましては、請求というよりも交通安全協会の活動の部分に対するものを負担しているという形です。こちらは、すみません、説明をしなかった部分もありますけれども、令和5年度までは200万円という形の中で負担金をお支払いしておりました。塩尻市が200万円、朝日村で30万円という形の中で、交通安全協会の塩尻支部へ活動費の負担という形で負担をしていたものです。令和6年度、100万円に減額しているという状況ですけれども、交通安全協会から、特に高齢者の交通安全教室と交通安全指導を担っていただいておりますけれども、高齢者の関係の業務がなかなかできないということで申入れがありまして、ということであれば、私ども、その100万円分を負担金から削らせていただいて、市独自の委託、先ほどの交通安全教室委託料へ100万円プラスを上乗せしまして、直営といいますか、市主体の交通安全をしていくというような形で予算措置をさせていただいているという状況です。

○小澤彰一委員 決算に関わるかもしれませんが、今年度の200万円と来年度の100万円の内容については、何か確認をすることはできるのでしょうか。

○都市計画課長 塩尻交通安全協会につきましては、塩尻警察署の交通課長、塩尻市では私、都市計画課長、朝日村の総務課長が理事という形の中で位置づけられております。その理事として、交通安全協会で理事会があれば、そちらに呼ばれて、活動の状況を把握といいますか、報告を受けるという状況でありまして、近年、コロナの状況で理事会が開かれておりませんので出席はしておりませんが、そういった形で確認をするような状況になっています。

○小澤彰一委員 様々な団体でいろいろと会計上の不都合が生じているので、コロナで理事会が開かれないということは、総会の議案書なども入手されていないのではないかと思いますので、こういう把握というのはされているのですか。

○都市計画課長 総会の資料等については、毎年きちんと頂戴いたしまして、内容を確認しております。交通安全協会の中身を見ますと、八十二銀行の支店長が監事という形の中で入っております、その会計監査を受けているというところまでは確認しておりますので、適正に執行されているのではないかと考えております。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

質疑の途中ですが、10分休憩を入れたと思います。

午前11時18分 休憩

○委員長 休憩を解いて再開をいたします。

質疑を続けます。ありませんか。

○赤羽誠治委員 261 ページの空き家補助金のことなのですが、私、聞き漏らしてしまったので、もう一度、説明をお願いしたいと思います。

○建築住宅課長 空き家対策事業の 4,374 万 6,000 円につきましては、管理不全空き家の適正管理推進と空き家の利活用促進に関する費用です。空き家の利活用事業の委託といたしましては、空き家の利活用を促進するため、空き家調査、空き家バンクの運営、移住定住希望者とのマッチングや、情報、窓口の一元化などの事業を委託するものです。また、空き家定住促進居住環境整備事業の補助金につきましては、交付要綱に基づきまして、空き家利活用のための空き家の片づけ、改修や解体に要する費用を補助するものです。

○赤羽誠治委員 ありがとうございます。今の空き家補助金のもう少し細かい、改修、片づけ、解体についての基準を説明してください。

○建築住宅課長 まず、空き家の片づけは空き家の整備事業と申しますが、これにつきましては、ごみの処理の関係、それからリサイクル、家財等の処分に関する費用、そして敷地内の樹木の伐採、草刈り等に関する費用となっております。改修につきましては、空き家の改修工事に関する費用です。また、解体事業につきましては、その名のとおり、空き家の解体に関する費用ということになっております。

○赤羽誠治委員 ありがとうございます。それで、それぞれの費用が、どのぐらいが基準になるのかということも併せてお願いします。

○建築住宅課長 空き家整備事業につきましては、限度額 10 万円です。空き家改修事業につきましては、上限 50 万円。そして空き家の解体事業につきましても同額で、限度額が 50 万円ということになっております。

○赤羽誠治委員 解体のほうで 100 万円出るという、そういう話を聞いたのですが、それはありますか。

○建築住宅課長 それにつきましては、令和 3 年度から、市内の居住誘導区域内における解体につきましては、限度額 50 万円にプラス 50 万円上乗せをいたしまして、100 万円ということにさせていただいております。なお、それにつきましては令和 5 年度までということで予定しております。

○赤羽誠治委員 ということは、新年度からは 100 万円は出ないという形でいいですか。

○建築住宅課長 新年度以降につきましては、50 万円の上乗せは予定しておりません。

○委員長 よろしいですか。

○赤羽誠治委員 上乗せをしない理由というのは何でしょうか。

○建築住宅課長 理由につきましては、この 50 万円上乗せの制度が始まりまして約 3 年間ですが、この中で、居住誘導区域内の該当建物につきましては 344 件ということで、そのうち 126 件の解消を確認しております。この解消をいたしました 126 件のうち、この補助金を利用したものにつきましては 30 件、およそ 4 分の 1 ということでありまして、残りの 96 件につきましては、補助金を活用しなくても空き家が解消できたということになります。居住誘導区域内は立地もよくて、土地の売買が非常に進むということです。このような経過から、来年度以降、50 万円の上乗せをしないということにさせていただきます。

○赤羽誠治委員 理由は分かりましたけれど、まだ 200 件近いものが残っているわけです。そういう空き家の解消というものに向けては、やはり 50 万円の上乗せというのはあったほうがいいと思うのですが、ここでもって、

する、しないの答弁は求めませんけれども、もう一度しっかりよく検討していただいて、引き続きという形にお願いしたいと思います。要望です。

○委員長 要望でよろしいですか。ほかにありませんか。

なければ、8款5項2目の建築指導費までの質疑は終了とさせていただきます。以上で、8款土木費の質疑が全部終了いたしました。

ここで、8款土木費に関する自由討論を行います。ありませんか。

○中村努委員 土木費について、身近な生活道路等も区長要望でしっかり答えていただいて、予算の確保ができていたというお話でしたので、できるだけ速やかにお願いしたいということと、あと、子どもの交通安全に対することというのはやはり最優先にさせていただいて、事故を未然に防ぐということをしっかりやっていただきたいと思いました。それから、マスタープランについては、これから人口減少に向かって、人口を確保していくという上で、私は、ある程度の開発はしていくべきだというふうに考えています。当然、良好な農地を守っていくということも大事ですけども、必要な開発はぜひ進めていただきたいと私は思っておりますので、意見とさせていただきます。

○委員長 このことに関する、他の委員の意見があればどうぞ。よろしいですか。それでは、中村委員のほかにはありませんか。

ないので、自由討論を終了いたします。

次に、9款消防費に移ります。入れ替えがありましたらどうぞ。

○危機管理課長 それでは 262、263 ページ、9款消防費 1 項 1 目常備消防費、説明欄の白丸、広域消防負担金につきましては、松本広域連合に対する常備消防運営のための負担金です。松本広域連合負担金 6 億 5,700 万円余のほか、高速救急業務、県消防防災ヘリコプターへの負担金、本市への派遣職員 1 名分の人件費等です。なお、高速救急業務に係る負担金につきましては、中日本高速道路株式会社から本市に支払われる支弁金をそのまま広域消防への負担金に充てるものです。

次に、2 目非常備消防費、備考欄の一番下の白丸、消防団諸経費は、消防団の維持及び活動に要する諸経費でありまして、団員に対する年額報酬、出勤等報酬、退職報償金などの人件費のほか、防火衣、安全靴などの装備品、消防団車両の維持管理費用、消防基金への負担金、本団、分団、各部への運営交付金などとなっております。上から 3 つ目の黒ボツ、消防団員退職報償金につきましては、退職する消防団員への報償金で、財源として、消防基金から支給される退職報償金を充てております。一番下の黒ボツ、消耗品費 630 万円余のうち消火栓ホースの購入に対しましては、長野県市町村振興協会のコミュニティ事業助成金 100 万円を活用いたしております。次に 264、265 ページ、消防団諸経費のうち下から 2 つ目の黒ボツ、消防団広報委員会負担金につきましては、昨年の 12 月 1 日に、消防団のイメージアップや団員確保のための広報事業等を行う組織を消防団内で組織しまして、そちらの消防団広報委員会の負担金になります。この委員会で検討した事業を実施するための経費として、市から負担金として支出をするものです。

3 目消防施設費、備考欄の白丸、消防施設整備費につきましては、消防施設の営繕修繕、維持管理、整備などを行うものです。上から 2 つ目の黒ボツ、奈良井宿消防施設内水槽清掃委託料につきましては、奈良井川から消防用水を取水しているポンプ施設の水槽内にたまった泥等を、おおむね隔年で除去する費用となっております。次に、下から 2 つ目の黒ボツ、備品購入費につきましては積載車 2 台の購入。また、一番下の黒ボツ、消火栓新

設改良負担金は、消火栓の新設改良 13 件などを予定しています。なお、積載車の購入及び消火栓の新設の財源につきましては、緊急防災・減災事業債を活用してまいります。私からは以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、9 款消防費に関する質疑を行います。ありませんか。

私からお願いします。消防団の諸経費の中の団員報酬に関してお聞きします。他の市でも消防の団員報酬の支払いの方法で不明瞭なことや不正があったという報道もありましたが、市の今の消防団員の支払いの状況というのはどのように現状なっておりますでしょうか。

○危機管理課長 消防団員の報酬につきましては、オクレンジャーというアプリを使いまして、各団員の個人口座の情報を取得しまして、個人に対して消防団員の報酬を支払うようにしております。

○委員長 直接、各団を介さずに報酬が支払われるということが徹底されているということでよろしいですか。今の中で、オクレンジャーというアプリに関して詳しい説明をお願いしたい。

○危機管理課長 団員報酬につきましては、各個人に直接支払われているということで、適正に支払われているということで間違いありません。あとオクレンジャーにつきましては、消防団員の皆さんに、スマホに入れていただいて、市からの通知ですとか、あと緊急招集ですとかそういったものもやりますし、あと、消防団員が火災等に出た場合にも、それを通じて、いつ出動しましたということを報告するためにも使える専用のアプリになっております。

○委員長 分かりました。もう 1 点お願いします。消防団の広報委員会の負担金が計上されておりますが、消防の音楽隊の皆さん、音楽隊に係る経費の支弁だとかに係る経費の支払いはどのような形で行われておりますでしょうか。

○危機管理課長 消防団の音楽隊につきましては、出動というか、練習とかそういったものに参加されたものについても、オクレンジャーを通じて報告をいただいて、それに対して出動報酬等を払っておりますし、あと消防音楽隊の活動に関するものについては交付金で支払いをしております。

○委員長 制服だとか、皆さん頑張って、本当にいい形で活動していただいていると思います。そういうことの中では、制服だとか、あと、みんな仕事を休んで、ああいう活動に参加していただいている。団員としての活動とは別に、ああいうくりに組織がなっているのか、どのような形で組織が運営されているのか教えていただければと思います。

○危機管理課長 消防音楽隊の場合は、普通の一般隊員とはまた別に音楽隊として練習等していただいたりしておりますので、一般の火事場へ出ていく方とはまた別で活動していただいていますし、音楽隊長という方がその中にトップでいて、その方が指導というか、取りまとめていただいている組織。火災現場に行く団の運営とはまた別の運営になっています。

○委員長 皆さん、自分の所属団というのは地域ごとにありますよね。そこに所属をしながら、消防音楽隊に関してはその方の要望等を、要は、演奏が好きだとか、これまで楽器をやってきたとか、そういう皆さんが任意で集まっていいただいているという理解でよろしいですか。

○危機管理課長 消防音楽隊については、各団の所属ではなくて、音楽隊への所属になっておりますので、各分団とかには所属しているわけではなく。ラップ隊というのは、兼務というか、一般の団員の中からラップをやりたいということで出てきていただいていますけれど、音楽隊についてはそういった形ではありません。

○委員長 組織的には任意団体ということですか。

○危機管理課長 消防団員ではあります。なので、定数の中に入っておりますけれども、組織的には、消火に行く団とはまた別に音楽隊という、音楽だけをやっている専門の方たちになりますので、一般の火事場ですとか、あと操法訓練だとか、そういったものには参加をしない音楽専用ということになります。

○委員長 分かりました。私、認識が違っていましたので、ここで分かってよかったのですが、独立しているというふうに理解していいということですね。分かりました。

ほかに9款消防費についてありましたら。

○上條元康委員 265 ページ、消防団諸経費の下から3つ目、準中型運転の免許の件ですが、今、消防団の中の車の運転は、この免許で足りていますでしょうか。

○危機管理課長 普通免許で運転できる範囲が変わったという関係で、消防のポンプ車とか、運転できない方も出てきているはずですが、今のところ、消防の車両の運転、運行に支障があるというお話は、団のほうからは聞いておりません。

○上條元康委員 いざ出動というときになって、運転手がいらないというのは困ると思いますので、複数人、確保が必要かというように思いますので、引き続き、要望として、確保するようにお願いいたします。

○委員長 要望でいいですか。ほかにありますか。

○小松勝子委員 先ほどの消防音楽隊なのですが、先日、レザンホールでのコンサートに行かせていただいたのですが、ほかに、あのような形というか、依頼演奏というか、演奏会みたいなものは、年に何回かやっているのでしょうか。

○危機管理課長 演奏会という形では、消防団の火の用心コンサートですが、そのほかに各地区のお祭りですとか、例えば広丘の夏まつりですとか、ああいった場に依頼されて演奏に行くことは年に何回かあります。

○小松勝子委員 ありがとうございます。では、依頼すれば、また日程が合えば、お願いすることができるということでしょうか。

○危機管理課長 そのとおりです。事務局を通していただければ結構ですし、またそういったことがありましたら、ぜひお声がけをお願いしたいと思います。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○中村努委員 消防施設の関係で、重伝建の奈良井、平沢の町並みを守るための消火用の防水の量というのはしっかり確保されていますでしょうか。

○危機管理課長 係長から答弁させていただきます。

○消防係長 奈良井につきましては、奈良井川から取水した水を、一旦、旧のならい荘に送りまして、奈良井の全体に上水道と併用で川の水を送っております。平沢に関しましては、水道水と奈良井川の取水が、奈良井川から直接取るような形で行うような形になっています。

○中村努委員 平沢の取水口ですが、流路が変わって、水が流れていないのです。地元の消防に聞くと、消防用水の用途はなさないというふうに聞いているのですけれど、平沢の奈良井川沿いの防火用用水路はまだ生きているのか、もう廃止になったのか、いかがですか。

○消防係長 平沢につきましては、当時、取水するための頭首工がありましたけれども、今現在、河床が低くなりまして、取り入れができない状態になっております。私ども、現地を確認しまして、平沢の消防団とも確認しまして、ポンプ車の吸管というか管を長めにするような形で取水できるようなことを確認しまして、吸管を配

備いたしましたので、取水可能というような形で感じております。

○中村努委員 そうすると、奈良井川から管をつないで取れるようになっていると。町なかは、水路というのは流れている状態ですか。

○消防係長 町なかの水路につきましては、雨降りのときに関しましては流れていますけれども、今現在、晴れているときでありますと取水ができていないので、山の水のみという形になっております。

○中村努委員 奈良井川から取水するための何か装置をつけたのですか。

○消防係長 有事の際に消防団で長い吸管を川に落として取水するような形ですので、平時につきましては、流れていない状態になっております。

○中村努委員 では、その水路自体はもう用はなさないということで、用途廃止ということでいいですか。

○消防係長 今現在、用途をなしていない状態ですので、さきの災害のときに、旭橋のところで橋を直す際に、県からも用途廃止ということで市の了解を得て、県で橋を直したという形がありますので、今後、用途廃止に向けた手続を行っていくというふうに考えております。

○中村努委員 今の状態で雨が多く降って、奈良井川の水位が上昇したとき、入るのは止めるのですか。奈良井川の水位が上がって、取水口から水路に水が入るような状態のときは、逆に洪水になってしまうので止める。もうずっと止めたままなのか、その辺はいかがですか。今の段階で、頭首工は、まだ開け閉めできますか。

○消防係長 今現在、取水ますは常に開いているのですけれども、河床が低いために水が入ってこない状態ですので、奈良井川、大水といいますか災害時のときでも取水できなかった状態です。ですので、逆流はしない状態です。

○委員長 私のほうが詳しいような気がしますので若干補足をしますと、係長が言ったのは、頭首工のところ、毎年浚渫作業を地元の業者に委託をしてやって、水の取り入れをして使ってきましたけれども、河床がメーター単位で下がった関係で、その維持が難しくなっている。そういうことですよね。それがずっと続いてきてしまっていると。それが1点。そこに水が入っていても、集落内へ流れ込む水路ではないので、あふれても、それは影響がないです。先ほどの話だと、県との協議で、あそこは橋を改良するために影響しますので、撤去をするという方向で検討、協議をしている。私が聞くのも何ですが、それはそういうことでいいですか。

○消防係長 将来的に撤去ということでありまして、今のところ、まだその手続までは踏んでおりません。

○委員長 私から1つお聞きしますが、地元の消防団との連携だけは密にやっていただきたいと思います。大事な水利でありましたので、そこが使えなくて、吸管を長いものをというのは、橋の上から垂らすという形になるのか、それとも機械を河原に下ろして、直接川から取水をするというふうに変えた、先ほど、そのように取れたのですが、そこら辺はいかがですか。

○消防係長 水路の管理道路といいますか、脇の道路から吸管を伸ばしてという形になります。

○委員長 分かりました。かなり長い吸管を、特殊なものが必要なような気がしますので、それが配備されていると理解してよろしいですか。

○消防係長 そのとおりです。

○委員長 分かりました。結構です。

○中村努委員 了解しました。それで、住んでいる方が、そういう事情をあまり御存じないのです。もう水が

来なくなってしまった、心配だという声が上がっていますので、そういうことになって、火災のときはこういう対応をしますとか、将来的に用水路はどうなりますかとか、そういうのを地域の方にもしっかり知っていただくような、そういった周知をお願いしたいと思います。要望でいいです。

○委員長 ほかにありましたら。

なければ、9款消防費に関する質疑を閉じたいと思います。

ここで、9款消防費に関する自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、自由討論を終了いたします。

では、ここで昼食休憩に入りたいと思います。教育委員会の皆さん、御苦労さまですが、午後1時10分再開ということでよろしくお願いいたします。

午前11時56分 休憩

午後1時08分 再開

○委員長 休憩を解いて再開をしたいと思います。

ここからは10款教育費になります。10款1項1目から7目まで、教育総務費全部になりますが、281ページまでの説明を求めます。

○教育総務課長 それでは270、271ページ、10款教育費1項教育総務費3目事務局費の白丸、教育再生推進事業829万円余につきましては、これまでの教育研究相談事業の相談部分と区分することにより、教育再生推進事業としての目的を明確化し、学力向上対策など、学校運営や授業改善に係る訪問指導、助言などを行うことにより安定した学校経営を支援してまいります。また、関係機関との連携強化を図ることにより、学校の問題解決、支援体制を構築してまいります。

次の白丸、教育相談支援事業3,260万円余につきましては、これまでの教育相談研究事業の相談部分のウエートが増加しておりますので、教育相談支援事業として事業を細分化いたしました。子どもたちが自分らしく学び自分らしく生きることができるよう、一人一人の育ちに丁寧に寄り添いながら、将来の社会的自立に向けた相談支援を行ってまいります。令和6年度は、中間教室の名称を教育支援センターに変更し、相談支援機能を強化するほか、中学校を中心に校内教育支援センターの整備を促進することにより、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習や生活ができるよう、不登校児童生徒への支援体制を強化してまいります。

273ページ、上から5つ目の黒ボツ、学びに向かう土台づくり実証業務委託料につきましては、不登校児童が昼間学びに向かうことができるよう、本年度に、いずみ塾広丘校で試行実施した交流、学習活動を行った体験会での成果を生かし、週1回程度の開催に助成をするもので、多様な場所での学習支援につなげてまいります。下から2つ目の黒ボツ、匿名相談アプリ使用料につきましては、児童生徒のタブレット端末に心と体の状況を記録する機能と匿名チャット相談機能を有するアプリを市内全校で実証運用することにより、児童生徒の不安や悩みを早期に発見し、いち早く支援につなげ、不登校、ひきこもりなどの未然防止を図ってまいります。次の黒ボツ、フリースクール利用者支援補助金につきましては、不登校児童生徒の社会的自立を図ることを目的として、経済的に困窮する保護者に対して、長野県から認証を受けたフリースクールに対して月3万円を限度としまして、利用に要する費用の全部または一部を支援してまいります。こちらの事業の財源につきましては、国庫補助金とし

て校内教育支援センター設置事業補助金 90 万円、相談アプリ導入事業補助金 82 万円余を充当いたします。

続きまして、一番下の白丸、教育DX推進事業 8,030 万円余につきましては、市内のGIGAスクールネットワークを統括するサーバーの管理運営を行うほか、東筑摩郡5村と合同で設置するGIGAスクール運営支援センターがアカウント管理やヘルプデスクの対応など後方支援を行うことにより、教員がICT活用教育に注力できる環境を整備してまいります。令和6年度は、通信環境が不安定な教室等の解消のため、ネットワーク診断として上から4つ目の黒ボツ、ネットワークアセスメント委託料 320 万円を計上し実施するほか、タブレット端末の更新などに向けた検討を行ってまいります。財源につきましては、国庫補助金としてGIGAスクール運営支援センター補助金 150 万円、ネットワークアセスメント事業補助金 160 万円を充当いたします。私からは一旦以上です。

○**家庭支援課長** 274、275 ページ、説明欄最初の白丸、まなびサポート事業 8,336 万円余につきましては、個別の配慮が必要な児童生徒に対し、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な学習環境を提供するため、市内小中学校に特別支援講師、支援介助員、介護士を配置するほか、家庭支援課に幼児、児童及び生徒の就学に関する相談及び助言を行う教育相談員2人を配置し、教育環境の充実に努めております。予算の主なものにつきましては、会計年度任用職員の人件費となっております。財源といたしましては、教育支援体制整備事業補助金、国2分の1があります。私からは以上です。

○**教育総務課長** それでは、次の白丸、高等学校等振興事業 409 万円余につきましては、市内に所在または市内の生徒が通学する私立高等学校及び市内の各種学校に運営費の補助を行うものです。市内の私立学校には運営費及び設備費の助成を行い、令和6年度は、近年の物価高騰を踏まえ、運営費の生徒割り 3,500 円を 200 円引き上げ、1人当たり 3,700 円とし助成をいたします。

次に、一番下の白丸、奨学資金貸与事業 4,070 万円余につきましては、育英基金及び大野田育英基金を財源として、高校生及び大学生等へ奨学資金の貸付けを行い経済的に支援するものです。また、奨学金を借りることに対し将来の償還に対する不安感が潜在化していることから、希望する学生がより借りやすくなるよう、塩尻市奨学金返還支援事業補助金制度と併せて周知をしてまいりたいと考えております。令和4年度に設立しました医学生奨学資金貸与制度につきましては、未来につなぐ医療確保基金を財源とし、地域医療を支える医師を目指す人を経済的に支援し、将来にわたり地域医療を支える人材の育成及び確保を図るとともに、塩尻市に住む誰もが安心して医療を受けることができる地域医療体制整備につなげてまいります。私からは一旦以上です。

○**教育総務課担当課長** 続きまして 276、277 ページ、4目教職員住宅費の説明欄の2つ目の白丸、教職員住宅廃止事業 1,380 万 8,000 円につきましては、新規事業として、教職員住宅として利用見込みのない大門五番町の教職員住宅を解体するための工事費及び奈良井にある教職員住宅のアスベスト調査委託料です。財源につきましては、公共施設等適正管理事業債になります。私からは一旦以上です。

○**社会教育スポーツ課長** 続きまして、5目人権教育費2つ目の白丸、女性相談事業につきましては、これまで男女共同参画事業で行ってまいりました女性相談を別事業としたものです。財源として、困難な問題を抱える女性支援推進等事業費補助金2分の1を充当しております。私からは以上です。

○**教育総務課担当課長** 続きまして 278、279 ページ、6目学校施設集中管理費の説明欄の白丸、教育施設集中管理事業 3,442 万 3,000 円につきましては、会計年度任用職員4人を配置し、小中学校、保育園、児童館等の軽微な修繕や書類の集配等を実施するための人件費や消耗品費等及び各学校の維持管理や環境整備等に係る業務を

する方の派遣をシルバー人材センターに委託するための経費です。私からは以上です。

○教育総務課長 次に、7目地域連携事業費の白丸、地域連携教育推進事業 1,774 万円余につきましては、地域の教育力を活用するとともに、児童生徒のキャリア教育を充実させ、子どもたちの生きる力を育むもので、平成 28 年度から市内の全小中学校に導入したコミュニティ・スクールに関する経費等を計上したものです。学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある地域と共にある学校づくりを進めてまいります。また、市民の皆様のコミュニティ・スクール活動への関心を高めるため、市の広報紙やホームページ、また本年 2 月に開催しました塩尻市コミュニティ・スクール市民集会などを活用し、さらに周知を図ってまいります。

280、281 ページ、1 つ目の白丸、部活動地域移行推進事業 1,320 万円余につきましては、中学校部活動の地域移行を推進することにより、将来にわたり子どもたちがスポーツ、文化活動に継続して参加できる社会を実現するとともに、教職員の負担軽減を図ってまいります。令和 6 年度は、部活動指導員及び外部指導者による指導を充実させるほか、一番下の黒ボツ、部活動地域移行実証事業負担金 100 万円につきましては、スポーツ庁の地域移行モデルの実証事業を受託し、現在市内の子どもたちに多様な活動の場を提供している団体や活動の場を立ち上げた団体の取組を支援し、受け皿づくりの実証を行うことにより、子どもがスポーツ、文化芸術活動に親しむ機会の確保に取り組んでまいります。

次の白丸、探究型キャリア教育推進事業 523 万円余につきましては、急速に変容する社会の中で、子どもたちが自立して生きていくために必要な資質、能力を育成するため探究型のキャリア教育を推進してまいります。一番下のキャリア教育推進事業委託料につきましては、業務委託することにより、学校と地域、産業界、行政が一体となったキャリア教育推進体制の連携推進や、本市の資源や産業を生かした特色あるキャリア教育の強化を図り、子どもたちの多様な職業観を培うとともに、地元回帰につながるような地元産業や企業について知る機会を提供してまいります。私からは以上です。

○委員長 それでは、ここまでの質疑に入ります。質問通告があつて資料請求がありましたので、先にそれを行います。

○中村努委員 281 ページの部活動地域移行推進事業について、来年度予算から本格的な予算がついたのですが、その計画の内容ですとかスケジュール等をまだ議会として詳しく聞いたことがなかったので、資料として提出をしていただくようお願いをしました。この資料についての説明をお願いしたいと思います。

○教育総務課長 では、本日お配りしました塩尻市部活動地域移行計画（案）ですけれども、まず現状です。現状それぞれの異なるお立場の方から意見を収集しまして、こちらに記載をいたしました。期待を持っている方、不安を抱いている方、両方の御意見があります。

今後につきましては、中段部分、対話と書いてあるところですが、3つの組織があります。まず、この塩尻市中学校部活動地域移行等協議会は、部活動の地域移行をするために全体で行う会議でして、既に 2 回ほど開催しております。こちらの会議を受けて、今度は種目別の地域移行の検討会、また、学校別にはスポーツ、文化芸術活動の運営委員会の中で対話を重ね、部活動の未来について話をしていく予定です。

それから、最後のゴールなのですが、最終的に休日の部活動の移行につきましては、令和 8 年度末を目指しております。そのために、まず目標 1、現在ある全ての部活動を休日の活動に地域移行をしていくこと。2 つ目の目標として、子どもたちがやりたかった新たな活動もスタートしていきたい。こちらを大きく 2 つの目標にしまして、部活動の未来の実現に向けて計画を推進してまいります。

計画につきましては、現在、県の方針やガイドラインがまだ案の状態にして、県のほうは3月に策定予定と聞いております。そちらの策定を受けまして、本市でも見直し等を行いまして、パブリックコメント等を経まして、令和6年6月定例教育委員会で協議の上、決定していきたいと考えております。私からは以上です。

○中村努委員 ありがとうございます。急に大きな組織ができるのかなという印象を持っていますが、この予算書の一番上の協議会委員報酬70人分というのは、3つの組織体の全部のことを指しますか。

○教育総務課長 係長からお答えいたします。

○学校運営係長 部活動地域移行協議会の委員報酬70名分につきましては、先ほどの資料の真ん中にあります地域移行等協議会、一番右側ですけれども、こちらが委員のうち報酬が必要な方が10名いらっしゃいますので、まずその10名分、あと残りの60名分が、この真ん中にあります種目別地域移行検討会の人数でカウントしております。この種目別地域移行検討会と申しますのは、競技ごとに開催するものでして、現在、市内の学校には陸上、バスケットボール、バレーボール、サッカー、ソフトテニス、野球、卓球、剣道、バドミントン、吹奏楽、主要で10種目ありますので、こういった関係者の方々を集めて、この協議会の専門部会という位置づけで開催することにしておりまして、そのお金を計上したものです。

○中村努委員 それはもう人選が終わっていて、それだけの人数がそろっているという理解でいいですか。

○学校運営係長 種目別地域移行検討会につきましては、人選はこれからになってまいります。実際に今、私どもの地域移行コーディネーターがそれぞれの協議を視察に行ったりとか対話を重ねる中で、キーパーソンをいま抽出しておりまして、こういった方々と部活の顧問を実際にやられている先生ですとか外部指導者、部活動指導員、あと、保護者の代表とか、こういった方々に声をかけていこうと思っています。ですので、予算上は1競技6名ぐらいを想定しておりますが、今後の人選によりましては増減するものと考えております。

○中村努委員 分かりました。それから、この予算書の中の外部指導者の謝礼、それから一番下の実証事業負担金ですけれども、この表でいくと、どの部分で使われるものになりますか。

○学校運営係長 この表でいきますと、一番下の推進という欄がありまして、まず(1)で学校部活動の地域連携の推進の項目があります。こちらにつきまして大きく2つ挙げておりまして、まず1つは、先ほども説明がありました運営委員会。学校ごとに開きます、現在でいきますと部活動運営委員会と呼ばれているものですが、それを少し拡大しまして、スポーツ・文化芸術活動運営委員会というものを立ち上げて、こちらのほうで学校に通っている生徒の活動の場について対話を進める。これが大きな1つ目で、もう1つ目が部活動指導員ですとか外部指導者、こちらのほうをしっかりと配置していきたいというような計画です。

このお金ですけれども、まず部活動指導員につきましては、2つ目の黒ボツの会計年度任用職員報酬がコーディネーター1名の報酬と、あと残り部活動指導員15名の報酬になっておりまして、6つ目の黒ボツにあります部活動外部指導者謝礼が外部指導者の謝礼になりまして、24名分を想定しております。

もう1点ですけれども、一番下の黒ボツの部活動地域移行実証事業負担金の100万円につきましては、この(2)子どもたちの願いをかなえる環境づくりのところに、新しい活動の場づくりの検討や実証という項目がありまして、こちらにつきましては、今、部活動の競技にない競技、例えばアーバンスポーツですとかフットサルみたいなもの、こういったものを地域の方々と連携して場所づくりをやっていくというような内容になっております。

○中村努委員 予算については承知をいたしました。私ども、ある方から議会の皆さんにも御案内があったと

思うのですが、教育センターのほうで部活移行の講演会があるということで、千曲坂城クラブの事例を勉強させていただきましても、イメージとして、そういう組織が出来上がっていくと理解していいですか。

○**学校運営係長** 千曲坂城クラブにつきましては、行政のほうで主導をして指導者も派遣する、運営もするというような団体を立ち上げているものと承知しております。本市につきましては、それぞれの競技ごとに進み具合が異なっておりまして、もう既に自主的に運営されている、例えば桔梗ソフトテニスクラブというスポーツ少年団があるのですが、こういったところはもう自走しておりますし、そうではないところもたくさんあります。今後、聞き取りですとか、それぞれの種目別の協議会のほうでいろいろと検討していく中で、指導者はいるけれど運営する力がないという団体が多い場合には、行政のほうでそういったものを用意していく必要もあるのではないかというふうに考えております。

○**中村努委員** 分かりました。

○**委員長** よろしいですか。今の件で関連があれば。

○**小口直実委員** 先ほど答えていただいたところの最後のポツ、部活動地域移行実証事業負担金というところですが、説明を聞いていたら、何でこんなに 100 万円も使うのかと疑問に思ったのですが、この内訳を教えてください。と思います。

○**学校運営係長** こちらにつきましては、年間を通しての活動の補助を想定しているものでして、例えばフットサルでいきますと、現在、各クラブチームがあります。クラブチームではかなり競技性を高める指導をしておりますし、学校の部活動では教育的な意味も入っております。これで地域移行された場合に、全員がクラブチームに入るかという、軽くサッカーを楽しみたいという子どもたちですとか、普段は違う競技をやっているけれどもサッカーをというような方々の場がなくなってしまうので、誰でも参加できるフットボールの場をということで、個人で参加できるフットサルの大会を月に 1 回ずつ開催するというような具体的なプランを持っております。そういう団体について 1 団体 20 万円ずつやっていくような予算組みをしております。

○**小口直実委員** 分かりました。

○**委員長** よろしいですか。ほかに関連があれば。

○**赤羽誠治委員** この表を見させてもらっているのですが、一番上にある地域指導者というのは、この対話の中ではどういう位置づけになりますか。

○**学校運営係長** この地域指導者につきましては、現在関わっていただいている部活動指導員ですとか外部指導者、それに加えまして、現在中学生は見えていないのですが活動をしているクラブの指導者、こういった方々を想定しております。

○**赤羽誠治委員** 中学校の部活動に関わっていれば、教育委員会では把握はしているのですが、それ以外の方の把握というのはどういう形でされていますか。

○**学校運営係長** 中学校部活動地域移行等協議会には体育協会の方ですとか、スポーツ少年団の方に委員に入っておりますので、そういった方々の協力を得ながら状況の把握に努めております。また、今後につきましては、種目ごとの各論に入っていきますので、そういった関係の方々、さらに深いところまで我々のほうでしっかりと入り込んで議論をしていきたいと考えております。

○**赤羽誠治委員** 分かりました。種目別地域移行検討会が 10 種目となっていますけれど、この種目に入っていないところの部活動はどういう形での位置づけになりますか。

○**学校運営係長** 現在、主に部活動として活動をしているのがその 10 種目になっておりますので、それ以外の競技につきましては、例えば柔道みたいなものは道場がしっかりとやっていて、大会に出るときにその顧問がついていくというようなスタンスですので、この後、もし地域移行したとしても、顧問がついていかなくなるだけなので、そんなに問題はないと考えています。ただし、先ほど述べた 10 競技につきましては、完全に先生方が主導で練習ですとか大会運営とかもやっているので、まずはこの 10 競技をしっかりと地域移行していきたいと考えております。

○**赤羽誠治委員** ある方から、地域移行地域移行と名前だけ地域移行になっているのだけれど、地域に対して説明が何もないと、よく分からないと。頭の上で子どもたちの地域移行という言葉が飛び交っているけれども、地域のほうでは何かするのかどうなのかという説明がないと。そんな心配する声もあります。そして、学校運営協議会の中でも、スポーツクラブも含めて文化系の活動のところもいろいろな方が関わってやっているのですが、それが地域移行との関係性として、この学校運営協議会のところがどういう関わりになってくるのかということが少し分からない。そんな話もあるものですから、もう少しそういうところの説明をきめ細やかにやっていただきたいと思います。特に保護者もよく分かっていないです。どうですかと聞くと、何かこの間、紙が 1 枚来たねということだけ。私、前の本会議のときに、きちんと保護者に対しても学校単位でもってそういう説明をしていただきたいと思います。これは現在の中学生もそうなのだけれども、中学校に上がっていく 6 年生とか 5 年生の保護者にも、今後、中学はこういうことがありますということに関しては、情報提供として何かの機会にやってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○**学校運営係長** 委員御指摘のとおりでして、先ほどお配りした資料の中に、スポーツ・文化芸術活動運営委員会というものがあります。こちらにつきましては、今までは部活動運営委員会ということで、部活動の顧問と係る外部指導者、あとは保護者の代表だけで会議をやっていたのですが、それだけでは情報共有ですとか意識の統一が図れないものですから、そこにコミュニティ・スクールの関係者ですとか、地区で生徒を見ていただいている指導者、こういった者を加えて、しっかりと情報共有、意識統一を図ってこういうような組織になっておりますので、こちらの取組を中心にしっかりとやっていきたい。あともう 1 点は、今、部活動地域移行ニュースというものを小中学生全員に配布しておりますし、先週も協議会の様子等を配布しておりますので、そういったものでしっかりと周知を図ってまいりたいと考えております。

○**赤羽誠治委員** 分かりました。そういうことをしているということは今のお話で理解できましたけれども、やはり説明をして疑問点を解消するという、そういう質疑応答があるような場面をつくっていただきたいと、これを要望にさせていただきますのでよろしくお願いします。

○**委員長** ほかにありますか。

○**中村努委員** この地域移行でいうところの地域ですけれど、これは学校区ごとの地域という意味になりますか。

○**学校運営係長** この地域の捉え方につきましては、競技によって異なると思っています。学校区内で場が立てば学校区内が地域になりますし、市の中で立てば市になりますし、圏域、中信地区とかそういった場合もあるかと思っています。

○**中村努委員** 子どもの数が少なくなっているのと、子どもたちがやる部活が多様化しているということ、1つの学校だけでは成り立たないことも今後あるので、複数の地域で協力してやっていかなければいけない

と思うので、そういう受け皿となる地域の体制というのも非常に重要になってくるのかなと思います。また決まり次第、報告をしていただくようお願いしたいと思います。

○委員長 要望だけでいいですか。ほかにありますか。

○赤羽誠治委員 地域移行になった場合に、学校の先生は手が離れるというか、関わってきませんよね。そうすると、学校と地域移行する部活動の関係というのはどういう関係になっていくのか教えてください。

○学校運営係長 まず1点目としまして、学校の先生方、アンケートを取りますと、4割ぐらいの先生は部活動の地域移行が好きだと答えております。こういった先生方につきましては、外部指導者という形で報酬をお支払いしながら仕事の外で関わっていただくようなことになろうかと思います。また、完全に地域移行して、そこに指導者でも運営者でも先生がいない場合につきましては、しっかりと学校と連絡調整を図りながら、学校の教育方針とか市の教育方針とかもありますので、しっかりとそういったところは連携を図っていききたいと考えております。

○赤羽誠治委員 まさに聞きたかったことは、今でもこれからも、学校の先生が部活動に関わりたいという人が実際にいるのです。その先生が、地域移行になった場合、休日の場合は学校が休みですからいいのですけれど、今後、平日も移行という形になってくると、学校が終わって自分の好きな部活動に行かなくてはいけない。そうすると、そういうところの、学校長の裁量で行ってもいいよとかあなたは行ってはいけないよとなるのか、その辺は分からないのですけれど、そういう先生の気持ちもしっかりしんしゃくしていただいて、この地域移行というものの学校との関わりというものは構築していったほうがいいかなと思います。意見です。

○委員長 意見でよろしいですか。この地域移行に関してほかにありましたら。

○小口直実委員 今のに関連してですけれども、その外部指導者と学校の先生と密に連絡を取り合っていないと、外部指導者の方は勝利至上主義というか、とにかく勝ちにこだわるという方もいるかと思います。だけど、学校の先生は教育的な配慮ということで、いろいろな生徒たちにチャンスを与えとか、そういったことを考えるかなと思いますので、そここのところの連絡というか、コミュニケーションを密にするような手立てもまた考えていただきたいと思います。要望です。

○委員長 要望でいいですか。ほかにありましたら。

○平間正治委員 この状況がよく分からないので、さっき赤羽委員も言ったけれど、よく説明してもらったことがものすごく大事だと思います。ただ、これはあまり複雑にしても進まない。もっとシンプルに考えたほうがいいと思います。我々ももう20年間やってきましたけれども、あれが一番シンプルだという、今やろうとしていることは先取りしてやってきていたので、そういう形をもう少し勉強してやってもらったほうがスムーズに行くと思います。複雑化することによって、進むものも進まない状況になってしまいますので、部活だから学校教育の範疇にあるから、県教委がいろいろな方向性とかそういうものを定めていますけれども、社会体育側から言わせてもらって、学校の下請けをやるわけではないですから。だから、そこら辺をよく考えてやっていかないと、社会体育側からも反発が出るということも想定できますので、そこら辺、ぜひよくお考えいただきたいと思います。

○委員長 要望というか意見でいいですか。

○平間正治委員 意見です。

○委員長 ほかにありますか。なければ、一旦はこの話題は置いておいて、後ほどでもまた結構ですが、次に

進みます。

○百瀬友彦委員 271 ページの教育相談支援業務、令和6年に教育支援センターに名前を変えて相談支援機能を強化とありますが、これは文字どおり中間教室の相談支援に力を入れていくとは思いますが、具体的には何をどのように強化していくのでしょうか。

○教育総務課長 まず1つは、匿名の相談アプリを導入いたします。こちらを導入することによって、なかなか対面では悩みが言えなかったお子さん方のSOSに早く気づいて支援していきたいと考えますし、その対応につきましては、今年度から子と親の心の支援員4名、昨年度までは2名でしたが、今年度から4名の体制で支援を行っていますので、こちらの相談アプリも十分に活用した上でしっかり支援体制を取っていききたいと思えます。また、学校の中では、今まで中間教室は、どちらかというと教室に近いような部屋になっていたのですが、そこを国の補助金等使いまして、もう少し安心して学べたり生活できるような、そんな環境を整えることによって支援体制強化していきたいと考えております。

○百瀬友彦委員 そもそも中間教室にすら行くこともできないような御家庭の子どもたちもいるというお声を聞きますけれども、新年度の中では、そういった子どもたちに対しても相談支援というような業務は何かお考えなのでしょうか。

○教育総務課長 まず1つは、予算書の273ページの上から4つ目の黒ボツ、相談支援員派遣委託料、こちらNPO法人にお願いしまして、例えば行政であったり、または中間教室、学校支援センターが関われないお子さんについては、そういったNPOのほうで支援をしていただくことも考えておりますし、その下の黒ボツ、学びに向かう土台づくり実証業務の委託料ですけれども、こちらは塾と連携をいたしまして、こちらもしっかり学びたいお子さんについては、学校外でもそういった環境を整えまして、支援していきたいと考えております。

○百瀬友彦委員 ありがとうございます。方法はいろいろと難しいかもしれませんが、行ける人と行けない子、双方の視点に立って相談業務を充実して検討していただければと思います。

○委員長 要望でよろしいですか。では、ほかにありますか。

○平間正治委員 2点お願いします。1点目、273 ページ、上から8つ目、フリースクールの補助金なのですが、県認証のスクール利用という説明があったと思うのですが、近在ではどこにあるのでしょうか。

○教育総務課長 現在、市内のお子さんが利用しているのは松本市のフリースクールになります。

○平間正治委員 これは一般的に周知されているのでしょうか。それとも、いろいろな相談があったときに、松本市にそういうフリースクールがありますということを説明したりして利用してもらうということなのでしょうか。

○教育総務課長 担当の係長からお答えいたします。

○学校支援係長 こちらにつきましては、そもそも県のほうで信州型フリースクール認証制度というものを立ち上げております。説明会がこれからになるので、詳細については現在判明しているところでいきますと、県内で既に活動しているところを信州型フリースクールということで認証しまして、運営費を補助するという制度になっております。各市町村には認証されたフリースクールに通うための保護者への支援をしてくださいというふうに県から言われておりまして、それに基づいて、今回、市のほうでもフリースクールの利用者に対する補助金を設立するものです。

現在、塩尻市内には大体7名ぐらいフリースクールに通っているお子さんがいるのですが、先ほど課長

から答弁がありましたとおり、松本市ですとか大町市とか安曇野市、近隣の市町村に行っているケースがほとんどです。市内につきましては、まだ現在フリースクールがありませんし、認証される見込みのところもないものですから、そういったところを市のほうでもしっかりとつくっていききたいという思いもありまして、273 ページの上から5つ目の学びに向かう土台づくり実証業務委託料、こちらにつきましては、いずみ塾の広丘校と連携しまして、最初はカードゲームとか、そういったことで塾の講師の先生方と信頼関係をつくった上で、平日の昼間に何時間か授業をするというような取組を通して、今後、塩尻市のほうにもフリースクールをつくっていききたい、そんな思いも込めて動いている事業もあります。

○平間正治委員 分かりました。それと、聞き方が悪かったかもしれないですけど、利用したいと思っている人が今7名ということをおっしゃったのですが、本人かもしれませんが、親御さんが、利用したいと思っている人は、そういうフリースクールが松本にあるということをもう承知しているのか。これは大々的にそもそもPRすることかどうかということも少し引かかる部分があるので、知っているのか知っていないのか。それか、相談したときにこういうところがありますよというふうで紹介をしてもらっているような状況なのですか。利用者側がどういうふうを知るのか、どういうふうに利用していくのかということをお聞きしたかったのです。

○学校支援係長 失礼いたしました。フリースクールにつきましては、委員おっしゃるとおり積極的に周知するという事は行っておりません。該当するようなお子さんに声がけで説明をしております。NPOが作った冊子とかもございまして、そういったものを配っていたのですが、実際にどういう施設かというところを市の教育委員会でもしっかりと把握しているわけではありませんので、なかなか自信を持って案内することができなかったのですが、今回、県のほうで信州型フリースクール認証制度をつくることによって、そのフリースクールについては県のほうでもしっかりと状況を見極めた上で認定しますので、こちらのほうも安心して紹介できるようになってまいります。ですので、そういったところにつきましては、必要な人に積極的に周知をしていきたいと考えております。

○平間正治委員 分かりました。それともう1点、275 ページなのですが、下から5つ目の医学生の奨学金の関係、これが令和5年度からでしたか。それで実績があるかどうか。ありましたら何名くらいか。

○教育総務課長 医学生の奨学資金ですが、令和4年度に創設いたしまして、昨年度は2名の該当になった方がいらっしゃいます。今年度は応募された方がおりませんでした。

○平間正治委員 分かりました。

○委員長 ほかにありますか。

○中村努委員 教育相談事業に戻ってしまうのですが、まず1つは匿名アプリの使用料ですが、子どもの数に応じてとか、何かそういうもので増減することがあるのでしょうか。

○教育総務課長 係長からお答えいたします。

○学校支援係長 この165万円につきましては、自治体の規模ごとに設定されておりまして、我々の6万何千人都市はこの額でやるということで業者と調整をしております。

○中村努委員 この費用というのは毎年発生するというので、実際子どもの持っているタブレットにインストールしなければいけないと思いますが、それはどういう方法でやるのでしょうか。

○学校支援係長 タブレットにつきましては、全て一括で管理するソフトがありまして、こちらのGIGAスクール運営支援センターですとかICT支援員がやりますので、教員の負担はありません。

○中村努委員 分かりました。それから、子と親の心の支援員を増員していただいたということです。それで、その4人の役割分担というのはどのようにされているでしょうか。

○教育総務課長 現在2名の職員は学校を分担して受け持ってもらっております。あとの2名ですけれども、1名はアウトリーチ、こちらから訪問して支援するような、そういった支援体制を取っております。もう1名ですけれども、本年度の9月から採用いたしまして、今年度、相談アプリの実証試験をしてみたいけれども、その対応をしてもらったり、あとは突発的に相談が出てきた部分ですとか、そういった特別な対応等もしてもらっております。

○中村努委員 ありがとうございます。やはり不登校のお子さんをお持ちの家庭の皆さんの悩みというのは非常に深刻で、なかなかありきたりの相談では解決できないという未消化な感情を受けておりまして、やはり親としたら子どもが落ち着くだけではなくて、しっかり学校に行けるようになってほしいと、当然、それは大人になっていくと社会に出ていくということにつながるわけで、その場しのぎでは困るというような気持ちを持っておられるというふうに聞いています。このアウトリーチというのは、非常に技術的にも能力的にも大変なことだと思いますので、これは機械的にはならず、人を見ながらしっかり人選をしていただきたいということ。あと、この相談支援派遣事業、民間のほうに委託をしていただけるということで、これもすごい前進かなと思います。全国的には全国を網羅しているようなNPOとかそういったところもありますので、そういうところとつながりを持ちながら、また、相談員がつけられるような体制を取っていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。何かあればお答えください。

○教育総務課長 アウトリーチ的な支援が必要な御家庭増えてきているように感じますので、やはり誰でもできる業務ではないと考えておりますので、そういった支援ができる職員に対応していただこうと考えております。

○中村努委員 分かりました。もう1点、中間教室の関係のほうですけれど、これスペシャルサポートルームのことと捉えていいのですか。

○教育総務課長 校内の教育支援センターはスペシャルサポートルームというものになります。

○中村努委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○小口直実委員 277 ページの上のほうにある教職員住宅の廃止事業ということですが、大門五番町の教員住宅を廃止していくということですが、その理由といいますか経過を教えてください。

○教育総務課担当課長 こちらの敷地につきましては、今年度、民間保育所の支援事業、保育園を誘致したいというところからスタートをしております。そちらが主になりまして、たまたま我々教育総務課のほうでも、もう使用していない教職員住宅が市内に各戸ありますので、一緒になってやっていくという形の流れになっております。

○小口直実委員 では、そこは保育園に土地を使うということですか。

○教育総務課担当課長 きっかけとしましてはそういうスタートだったのですが、いろいろと市内の保育所の関係とかを踏まえまして、その辺はまだという。ただ、こちらの住宅については、建築年が昭和48年ということで大変古いので、まずは廃止事業の中で解体をするという形になります。

○小口直実委員 心配していることは、例えば宗賀小学校の上にある教員住宅ですが、二、三世帯しか

今住んでいないような私は気がしているのですけれども、ああいうところもどんどん廃止されて行ってしまうのかなというような気がしているのです。今後、残された教員住宅はどのようになるのでしょうか。

○教育総務課担当課長 残されたものについては、今の宗賀のほうは入っておりますので、基本的に残す方向でおります。ただ、今のところ、全然使われていないようなところについては、常日頃の状況ですとか、ニーズとかも考えながら、基本的には廃止していくような方向になっております。

○小口直実委員 毎年、教職員組合の監査といいますか、塩尻のグループが教育長と話をしに来る、要望を持ってくると思うのですが、そういうときに必ず教職員住宅についての要望が幾つもあるのです。やはり若い人たちが住むというところでいくと、結構もう老朽化していて、畳が傷んでいるとか床が傷んでいるとか壁にカビが生えているとかいうような状況もあって、とても人が快適には住めないというような状況があるということも聞いてはいます。そういったところで、上にありますけれども、営繕修繕料を使っていただいて、迅速にどんどんと改修していただいて、まだ住んでいる方たちがいるわけですから、その人たちのためにぜひとも快適な暮らしができるように御努力していただきたいと思います。要望です。

○委員長 ほかにありますか。よろしいですか。

なければ、10款1項教育総務費の全部の質疑を終了いたします。

若干休憩を取りたいと思います。2時15分再開をお願いいたします。

午後2時03分 休憩

午後2時13分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

次に、10款2項1目学校管理費から4項1目幼稚園費までの説明を求めます。

○教育総務課長 それでは284、285ページ、上から2つ目の白丸、小学校英語教育推進事業2,971万円余につきましては、教員の英語力の向上や指導力向上を図るとともに、担任教諭、英語専科教員、外国語支援講師、ALTが連携して小学校における英語教育の推進を図ってまいります。令和6年度からは新たに市費英語専科教師として3人を小学校へ配置し、市内全小学校の5、6年生の英語教育を充実させるほか、1人を小学校と中学校の兼務とし、双方の授業に関わることなどにより、小学校高学年段階で中学校英語を意識した授業づくりや小学校低学年から培っている英語を話す力を中学校段階でさらに伸ばす授業づくりなどを研究実践してまいります。

次に、一番下の白丸、小学校特色ある教育活動事業1,287万円余につきましては、地域の文化や産業、各校の伝統を生かした特色ある教育活動、総合的な学習の充実のために補助金を交付するものです。287ページ、総合的な学習交付金につきましては、今年度まで生きる力を育む交付金として交付していた補助金の名称を改めまして、主体的な学びの推進に資する活動を促進してまいります。私からは一旦以上です。

○教育総務課担当課長 2つ目の白丸、貯水設備改善事業155万1,000円につきましては、老朽化している吉田小学校の貯水槽について、耐震性のあるものに更新するための実施設計業務委託料です。私からは一旦以上です。

○教育総務課長 2目教育振興費の1つ目の白丸、教育振興諸経費7,252万円余につきましては、教材や図書などを整備し、学校教育活動の振興を図るほか、保護者負担の軽減や平準化を図ってまいります。令和6年度は、小学校教科書改訂に準拠した教師用指導書や指導者用デジタル教科書などを整備いたします。

次に、1つ飛びまして白丸、ICT活用教育推進事業4,801万円余につきましては、これまでの情報教育推進

費とGIGAスクール推進事業を統合した事業で、GIGAスクール運営支援センターがICT機器やアプリの管理業務を行い、ICT支援員が学校を訪問し、児童及び教員をサポートできる体制の充実を図り、授業改善を支援してまいります。

続きまして 288、289 ページ、3 目給食施設費の白丸、給食運営事業諸経費 3 億 7,592 万円につきましては、小学校児童及び教職員に給食を提供する経費で、自校給食による地元食材の積極活用により、食を通じた子どもたちの身体の発達、食育を通じた心の成長、良好な生活習慣の定着を図ってまいります。保護者負担の給食費につきましては、令和 6 年度においても引き続き物価高騰分を公費負担することにより、小学生は 1 食 300 円、中学生は 1 食当たり 350 円に据え置き、保護者の負担の軽減を図ってまいります。私からは以上です。

○**教育総務課担当課長** 続きまして 292、293 ページ、3 項中学校費 1 目学校管理費の説明欄の 3 つ目の白丸、中学校仮設校舎整備事業 653 万 4,000 円につきましては、広陵中学校の生徒増加に伴う教室不足を解消するために、令和 2 年 3 月から 5 年間、仮設校舎 2 教室分をリースしている使用料です。なお、令和 7 年 2 月に 5 年間のリース契約が終了するため、その後は市に無償譲渡されます。私からは以上です。

○**こども課長** それでは 296、297 ページ、4 項 1 目幼稚園費、説明欄の白丸、私立幼稚園支援補助金 702 万円余は、私立幼稚園の円滑な運営を促進するとともに、保護者の経済的な負担軽減を図るため補助金を交付するものです。財源につきましては、子ども・子育て支援交付金で、補助率は国、県ともに 3 分の 1 です。最初の黒丸、私立幼稚園運営費補助金 297 万円余につきましては、市内の私立幼稚園 2 園に定額補助として 1 園当たり 85 万円に加え、園児数割として園児 1 人当たり 9,000 円を支給するものです。また、市外の幼稚園 3 園に対しては、園児数割のみ補助するものであります。説明は以上です。

○**委員長** ここまでの質疑を行います。

○**小澤彰一委員** 小学校と中学校の給食費について伺いますが、両方足すと 3 億 3,000 万円くらいになりますけれど、この中には職員の数が含まれていると思うのです。職員分として正規の職員あるいは会計年度職任用職員、非常勤講師の先生、それから事務の先生を含めて大体何人くらいいらっしゃるのか教えてください。

○**教育総務課長** 担当の係長からお答えいたします。

○**学校運営係長** 教職員の数を申し上げます。職員数につきましては、小学校が約 330 人、中学校が約 180 人を見込んでおります。

○**小澤彰一委員** そうしますと、小学校で 300 円、中学校で 350 円を職員の方々も払っているということでしょうか。確認です。

○**教育総務課長** 議員おっしゃるとおりです。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありませんか。

○**教育総務課長** 今年度から物価高騰で 30 円上乘せしておりますので、教職員の先生方は、小学校の先生であれば 330 円、中学校の先生方は 380 円負担していただいております。失礼いたしました。

○**委員長** ということでよろしいですか。ほかになければ、質疑を閉じてよろしいですか。

なければ、10 款 4 項 1 目幼稚園費までの質疑を終了いたします。

続きまして、5 項 1 目社会教育総務費から 5 目の平出博物館費までの説明を求めます。

○**社会教育スポーツ課長** それでは予算書 296、297 ページ、5 項社会教育費 1 目社会教育総務費、説明欄 2 つ目の白丸、生涯学習支援事業につきましては、社会教育委員報酬やロマン大学事業補助金のほか、社会教育全般

に係る事務的経費となっております。

予算書 299 ページ、説明欄一番上の白丸、文化会館改修事業につきましては、特定天井の安全基準につきまして、既存不適格の診断結果を受けまして、天井の改修計画、併せまして実施する必要がある大規模改修の調査業務を実施するものです。本調査の結果によりまして実施内容や概算事業費が判明するため、改修時期などについて行政評価等で検討していくものですが、本予算の範囲内で基本設計に当たる部分も一定程度検討いたしますので、その上で概算事業費を算出します。よって、最短で令和 7 年度に設計、令和 8 年度から施工を目指したいと考えているものです。

302、303 ページ、1 つ目の白丸、北部交流センター管理諸経費につきましては、北部交流センターえんてらすの管理運営に係る経費のほか、令和 6 年度開館から 5 年目を迎えることから、講演会等の充実を図っているものとなっております。私からは以上です。

○市民交流センター長 続きまして、4 目図書館費を説明いたします。説明欄 2 番目の白丸、図書館事業諸経費は、図書館本館、分館の運営に関する経常経費のうち図書などの資料購入費、図書館システムに関する経費などを除いた経費です。

市民交流センターの改修工事に伴いまして、8 月以降に最大で 4 か月間にわたりまして本館の長期休館を予定しております。この間の対応につきましては、本館の業務スペース及び書架への職員の立入りができるように工事を進めまして、必要な業務を継続いたします。休館期間中も図書、雑誌の購入、登録などを継続しまして、新聞閲覧コーナーなどは別の場所へ設置を検討しております。本の寺子屋などを初めまして、えんぱくで行っているイベントや講演会、講座などにつきましては代替りの場所を確保し、休館期間中も実施あるいは時期をずらして実施する予定です。広丘図書館を初めまして各分館の機能を十分に活用して図書館サービスの提供を行いまして、市民への影響を軽減いたします。具体的な方策について引き続き検討を進めまして、決定次第、市民の皆様に十分なお知らせをまいります。以上の方針の下で、以下図書館が所管する各事業につきましては予算編成をしております。私から以上です。

○平出博物館長 続きまして 306、307 ページ、5 目平出博物館費、説明欄一番下の白丸、平出博物館運営事業につきましては、市民の歴史文化等の学習活動の推進のための土曜サロン、歴史大学等の講座や企画展示会の開催及び文化施設の維持管理、そして資料の公開活用に向けた資料管理等に係る費用が主なものとなっております。309 ページ説明欄、下から 4 つ目の黒ボツ、デジタル・アーカイブ化業務委託料につきましては、令和 5 年 4 月の博物館法の一部改正に伴いまして、博物館資料に係る電磁的記録を作成し公開することという条文が追加されたことによりまして、博物館資料のデジタル・アーカイブ化とその管理及び公開、提供が博物館の事業に位置づけられたことを受けまして、市内博物館施設が所蔵します資料を整理、保存することで、体系的な保存体制の構築による業務フローの効率化、そしてデジタル化されたデータの活用を図るために、博物館機能強化推進事業であります文化庁の Innovate MUSEUM 事業によります事業実施を目指し業務申請をしているところであります。なお、補助率につきましては 10 分の 10 になっております。

続きまして 311 ページ、説明欄 1 つ目の白丸、平出遺跡公園事業につきましては、遺跡公園の維持管理、ひらいで遺跡まつり等の遺跡公園を活用した推進事業、ガイダンス棟の運営や体験学習活動等に係る経費が主なものとなっております。下から 3 つ目の黒ボツ、復元住居改修工事につきましては、平出遺跡公園縄文の村地区にあります復元住居のうち、令和 6 年度は建築後 18 年が経過し劣化による損傷が著しい 48、53 号住といった 2 棟の

復元住居の改修工事を予定しております。

次の白丸、新平出博物館整備事業につきましては、平間委員の一般質問でもお答えいたしましたように、昨年8月に策定いたしました新平出博物館基本計画に基づきまして、測量調査や基本設計発注に係る業務及び整備予定地内の埋蔵文化財確認調査を行う予定でしたけれども、財源や整備手法の検討をする中で、国の交付金の内示率や採択率の低下など、当初見込んでおりました財源確保が厳しい状況であることから、充当財源の確実な確保の観点から当初スケジュールを変更し、次年度は文化庁からの指示がありました整備予定地内の埋蔵文化財確認調査のみ実施することとしております。なお、埋蔵文化財確認調査費の財源につきましては、埋蔵文化財緊急調査補助金で、補助率は2分の1となっております。私からは以上です。

○委員長 それでは、ここまでの款の質疑を行います。

○中村努委員 レザンホールの関係ですが、これは基準に合っていないということが判明したのはいつだったのでしょうか。

○社会教育スポーツ課長 令和4年の9月に調査をいたしまして確定したものです。

○中村努委員 レザンホールは、市の指定避難施設になったままなのです。工事着手が遅れたということは、ある程度財政的なことで分からないではないですけど、そういうことが分かった時点で、指定避難施設にしたままにしておくというのはいかがなものかと思いますが、対応はどうされますでしょうか。

○社会教育スポーツ課長 安全基準が既存不適格ということですので、実際に天井が落ちるかどうかというのは、はっきり分かっておりません。指定避難施設につきましては防災会議のほうで決定しておりますので、こういった事実もまた私どもからしっかり発信しながら、防災会議のほうで御検討いただくように提案してまいりたいと考えております。

○中村努委員 防災上のことでそういう情報提供が遅れていたということは、ゆゆしきことかなと思いますので、早急にお願いしたいと思います。

続けて、307 ページの本の寺子屋推進事業ですけど、これは企画だったり、講師を選定するのは、どなたがされているのでしょうか。

○市民交流センター長 本の寺子屋、一般向けの講演会につきましては、年間およそ15から16の講演会を実施しております。半分ほどにつきまして、本の寺子屋の企画ナビゲーターとして安曇野市在住の長田洋一さんという方が、当初のこの企画を持ち込んでくださった方ですけども、その方が編集者時代の人脈などを生かして、講師の約半分ぐらいを選定してくださっています。そのほかの約半分につきましては、図書館の中で、職員同士で講師の案を持ち寄りながら、講師への交渉をしながら決定をしております。子ども本の寺子屋の講師についても、大方図書館職員が参加者の意見なども酌みながら講師に反映をさせて決定をしております。

○中村努委員 市民の中から苦情といいますか、そういうのを私が受けまして、どなたがどういった方を講師にすることが望ましいということは、なかなか言えないのですけれども、客観的に見て、言われるとおり少し偏りがあるのかなという気がしました。普通テレビとかでも、中立性を保つために、そういった傾向の方とそうでない方と、論調は半々にするようにというような配慮がされているかと思いますが、これは結構市民の心情に触れる部分ですので、より中立公平的な立場で、そういった内容のものにさせていただくように私からもお願いしたいと思います。個別に誰がどうのこうのという、いろいろ差し障りがありますけれども、市民の中にそういう御意見がありましたのでお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市民交流センター長 図書館の運営の方針といたしまして、委員御指摘のとおり、世の中には政治的な分野ですとか、あるいは宗教、信条などによる分野につきましては多種多様なものが存在いたします。図書館の資料の収集の方針についてもそうなのですけれども、偏りのないように様々な主張による資料を収集し、それを市民の皆さんに提供する。あるいは今御指摘のあった講演会の演題などにつきましても、様々な観点から講師を選定するというのが原則としてありますので、講師あるいは演題、講演内容につきまして、図書館がこれを支持するものではないということは明確に方針として持っておりますので、多様な講師を呼び、話を聞いていただいて、市民の皆さんの学ぶ機会として今後も継続をしてまいりたいと、かように思っております。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

1つだけ、私のほうから。図書館の休館期間の間に、先ほど、ほかの館だとか支所だとかに配置を変えて維持していくというお話がありましたが、図書館本館の司書の皆さんで会計年度任用職員の皆さんがおられると思いますが、その皆さんはこの期間中、雇用の維持はずっとされていくということでよろしいでしょうか。

○市民交流センター長 図書館の司書業務を担っているのは大半が会計年度任用職員ですけれども、この人員の業務は、年間を通じてフルタイムで業務ができるように計画をしております。

○委員長 結構です。それでは、ほかによろしいでしょうか。

それでは、なければ5項5目平出博物館費までの質疑を終了いたします。

続いて、5項6目青少年育成費から6項2目体育施設費までの説明を求めます。

○家庭支援課長 312、313 ページ、説明欄2つ目の白丸、若者サポート事業 339 万円余ですが、若者を中心に相談に応じるほか、ひきこもりに係る講演会、家族学習会等を実施するものです。高校訪問にも力を入れておりますし、毎月関係者により開催する若者支援連絡会においてケースの共有、支援の手だての検討、スキルアップの研修等を実施しております。就業に関する業務につきましては、一番下の黒丸、若者就業サポート委託料ということで、委託によりまして相談業務、コミュニケーション等スキルアップ講座、就労トレーニング、保護者相談等を実施しております。私からは以上です。

○社会教育スポーツ課長 その下の白丸、青少年育成施設運営事業につきましては、塩嶺体験学習の家の運営に関する指定管理料となります。なお、指定管理者の指定につきましては、本議会に提案しているものです。私からは一旦以上です。

○文化財課長 では、予算書 314、315 ページ、7目文化財保護費、1つ目の白丸、文化財管理事業は、市内にあります指定文化財を保存活用するための事業経費となります。一番下の黒ポツ、指定文化財保護補助金は、指定文化財保護のため、申請のあった所有者へ交付するものです。

続いて、8目短歌館費、白丸、短歌館運営事業です。短歌大学の講師謝礼ですとか企画展、あと会計年度任用職員の人件費などの短歌館の管理運営事業となります。短歌愛好家の裾野を広げるための活動を行ってまいります。

続いて 316、317 ページ、9目自然博物館費になります。白丸、自然博物館運営事業は、自然博物館を運営するに当たり必要な経費となっておりまして、主な支出は会計年度任用職員報酬、企画展示や標本同定作業委託料、また各種講座、イベントの事業費となっております。自然博物館は昨年4月、小坂田公園のリニューアルに伴いまして入館者も非常に増加しておりますので、子どもを対象とした講座やイベントの開催、また小坂田公園指定管理者のTOY BOXとの合同事業などを今後行ってまいります。

320、321 ページ、11 目町並み保存推進費、2つ目の白丸、重伝建整備事業は、木曽平沢及び奈良井の重伝建地区の修理修景に関する補助経費となります。主な支出は、一番下の黒ボツ、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金です。令和6年度においては、奈良井3件、木曽平沢の2件、計5件の修理事業を予定しております。

続きまして、12 目檜川地区文化施設費、1つ目の白丸、檜川地区文化施設運営事業については、檜川にあります贅川関所、木曽漆器館、旧中村家住宅の会計年度任用職員の人件費など、施設の維持管理費となります。私からは以上です。

○社会教育スポーツ課長 続きまして 322、323 ページ、13 目芸術文化費、説明欄白丸、芸術文化事業につきましては、春の芸術祭、秋の文化祭、音楽祭等の5事業を実施するほか、新たに青少年芸術文化全国大会等激励金の制度を設けまして、県大会等の予選会を経て出場する大会等につきまして、一定の基準を設けた上で激励金を交付するものです。

続きまして、6 項保健体育費、326、327 ページ、2 目体育施設費、説明欄1つ目の白丸、体育施設整備事業につきましては、市内の体育施設の応急的な修繕及び中央スポーツ公園内のトイレ等の改修工事を新年度行うものとなっております。

2つ目の白丸、総合体育館運営事業につきましては、指定管理者での運営が4年目となり、国民スポーツ大会が控えておりますので、機運醸成のためのイベントの開催を計画しているものです。説明は以上となります。

○委員長 それでは、6 目青少年育成費から最後までということで、質疑を行います。委員の皆さんからありませんか。

○平間正治委員 他市は別にして、本会議のときに時間がなかったのでお聞きしたいと思いますけれども、体育施設の中で、檜川体育館が耐震化できていないという話だったのですが、今後どうするおつもりなのか。

○社会教育スポーツ課長 檜川体育館につきましては、昭和 56 年に完成しておりますので、恐らく新基準では耐震基準を満たしていないだろうというところで、調査していません。ただ、調査をしなかった理由といたしまして、土砂災害警戒区域のレッドゾーン、特別警戒区域に指定されておりますので、地震がよくても土砂災害が駄目という立地条件になってまいりますので、今後、施設の在り方について検討し決定していきたいと考えております。

○平間正治委員 今は、使用させているのですか。

○社会教育スポーツ課長 現状では、特別使いたいという要望がない限り貸出しはしておりません。地元のほうにも説明に入らせていただきまして、これまで社会体育で御利用いただいた方々につきましては、義務教育学校の体育館のほうに会場を移して御利用いただいている状況です。

○平間正治委員 確かに判断が難しいところだと思うのです。ただ、行政の立場からすると、しゃくし定規なことを言えば、市民の生命財産を守るというのが第一にあって、危険区域のところにあって危険だけれども使わせますと、レザンホールもそうですけれど、理屈が通らないのです。どうするかは市の行政の判断になるかと思うのですが、市民を代表しての立場から言えば、それは行政としてあるべき考え方にのっとっての対応をしていただきたいですと要望せざるを得ないので、そのことだけは申し上げておきます。

○委員長 答弁はよろしいですか。

○平間正治委員 はい。

○委員長 ほかにありませんか。

なければ、10 款教育費 6 項 2 目体育施設費までの質疑を終了いたします。

以上で 10 款教育費の質疑が終了いたしました。ここで 10 款教育費に関する自由討論を行います。ありませんか。

○中村努委員 教育費の中で 2 つほどあるのですけれど、不登校ですとか医療的ケア児ですとか、孤立の問題が非常にいまだかつてないほど重要な課題になってきたと感じました。しっかりここは専門的な知見を入れながら、なかなか目に見えないところでもありますけれども、努力をしていただきたいと思っています。それが 1 つ。

それからもう 1 つは、部活移行の問題が、学校の中だけではなくて地域の問題もありますし、スポーツ関係者の皆さんもあります。なかなかその認識が同じレベルになくて、私たちも何を問題にしているのかということもなかなか分からない点がありますが、これは議会としても専門的な方々を招いて勉強会を開くなどして、今何を目指していて、現状はどういう問題があるのかという共通認識を私は持ったほうがいいと思うので、ぜひ議会としても勉強会等を開催して理解を深めて、行政と一緒にこの問題を考えていきたいという意見を申し上げたいと思います。以上です。

○委員長 中村委員から 2 件の御意見、提案がありました。これに関して御意見がある方は発言を許します。いかがでしょうか。

それでは、ないということで、他の委員から何かあれば。よろしいでしょうか。

なければ、自由討論を終了いたします。

それでは、11 款災害復旧費から最後の 13 款予備費まで一緒に行います。この説明を求めます。

○建設課長 それでは、予算書 328、329 ページからの 11 款災害復旧費をお願いいたします。1 項農林水産施設災害復旧費、2 項土木施設災害復旧費ともに大雨などに起因して災害が発生した場合の対策事業費となりますが、令和 3 年 8 月の大雨による災害も市道高ボッチ線の復旧工事が終われば一段落いたしますので、例年どおり当初予算につきましては、目出し程度の予算とさせていただきます。必要に応じ補正予算をいただく中で災害対応等を実施してまいりたいと考えております。説明は以上になります。

○財政課長 それでは 330、331 ページ、12 款公債費につきましては、長期債の元利及び利子並びに一時借入金の利子となります。1 目元金につきましては、災害復旧費ですとか臨時財政対策債に係る償還が影響いたしまして、前年度対比では 2.3%の増となっております。

332、333 ページ、13 款予備費につきましては、前年度同額となります 1,000 万円を計上しているところです。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、11 款から 13 款に関して質疑を行います。

○古畑秀夫委員 災害復旧費もそうですし、予備費も昨年同様というような金額ですが、最近大変災害が大きく多くなっている中では、国は 5 兆円だ 10 兆円だという予備費を設けていて、何か財政民主主義上おかしいではないかと思うわけですが、市の場合は本当に最低限で、何かあっても対応できないような金額になっているものですから、最近の状況を鑑みたときに、もっと当初予算も増やしたほうが良いような気がしますが、その辺についてはどのようにお考えかお聞きします。

○企画政策部長 国の予備費の計上とは比較になりませんが、国もコロナ禍、それから物価高騰等膨らんだ予備費は縮減するということになります。本市の場合は 1,000 万円、定型的に積んでおりますが、何かあつ

た場合には、議会に御相談をする中で臨時議会を開催していただいたり、あるいはそれが間に合わない場合は専決処分といった対応が、これだけの規模の都市だから取れますので、私は、当初予算は適切な規模だと考えております。

○委員長 ほかにありますか。

○中村努委員 災害復旧のところで確認なのですが、高ボッチ線の復旧のめどはどんな感じでしょうか。

○建設課長 高ボッチ線の災害復旧に関しましては、市長の総括説明の中にもありましたが、2月末時点でおむね65%が完了しているところです。具体的には、崩れたところの山側部分ののり砕工は完了しておりますし、現在は谷側部分の補強防壁等の工事を進めているところです。2月下旬から度重なる雪で、今日も雪が降っていますけれども、多少工事の進捗に影響が出ておりますが、これまで私どもが目標としてきました4月下旬には舗装まで打って車両の通行が可能になるよう引き続き事業は進めているところです。ただ、全体工事、通行に影響のない部分も含めての工事完了は夏頃までかかるのではないかと、そういった想定でおります。

○中村努委員 分かりました。観光草競馬も始めて、観光面との調整というか、この辺は何か打合わせみたいなことはしているのでしょうか。

○建設課長 大分先まではしていないのですが、当面、4月下旬にいつも行われています高ボッチの開山祭については、うちの道路の開通と合わせて開山祭を行うというような形で、今のところ、調整はさせていただいているところです。

○中村努委員 草競馬あたりは年度当初に計画がないと、その年は実施できないと思うのです。そうすると、まだ来年度は無理というふうに思っていればいいですか。

○建設課長 草競馬に関しては、私ども情報を持っていないのですけれども、前々から4月下旬には道路としては通行できるというところで、観光のほうにも情報は提供しておりますので、草競馬の開催については、この場では申し訳ありません。

○中村努委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

私から1件。先ほどの予備費の件で1つだけお聞きしたいのですが、令和5年度の現時点での予備費の執行率はどのくらいでしょうか。

○財政課長 執行は、使ってはいないです。

○委員長 予備費については、先ほど企画政策部長の答弁にあったように、適切な流用、それと補正予算対応を速やかにという方向で、基本はそれが正しいし、いいと思いますが、今回の答弁の中で、農林課で、ない袖は振れないというようなことで、今年の松くい虫対策が必ずしも要望どおりになっていないというやり取りがありました。そういうことの中では、そういうときのために予備費という制度があるわけでありまして、ですから、そういうものを活用してでも、1,000万円という範囲で何ができるかということがありますが、こういう検討は、その時点ではなされた経過というのはいないですか。

○財政課長 予備費の計上につきましては、地方自治法の中で、一般会計につきましては予算超過の支出に充てるため計上しなければならないという中から計上させていただいている経過があります。額につきましては、先ほど部長が答弁させていただいたとおりに、議会の承認を得ながら補正予算で対応していくということを基本に考えておりますので、この1,000万円の計上につきまして、そのあたりの積算を行った金額ではありません。

○委員長 趣旨はそれでいいし、原則は国のようなのでなくて塩尻市の形で、私は、原則はそれでいいと思います。それを続けていただきたいですが、予備費ということの性格上、または災害対応も含めて、そういう場面があったときには、これはその範囲で使うべきときにはしっかりそれを活用していくと。そのためにある制度ですので、ぜひそこには留意をしていただきたいと、これも要望意見だけにさせていただきますが、それだけ申し上げておきます。

ほかにありましたら。なければ、13 款予備費までの質疑を終了いたします。

次に、歳入等の説明を求めます。

○税務課長 私からは、歳入のうち市税について御説明申し上げますので、予算書 16、17 ページを御覧ください。1 款市税 1 目個人市民税の現年度及び滞納繰越分を合わせた令和 6 年度の予算額は 37 億 5,500 万円と、前年度予算対比 1 億 1,700 万円の増額を見込みました。増額とした理由につきましては、令和 4 年に引き続き令和 5 年も賃金が上昇しているため、給与所得が増加すると見込んだことに加え、収納率を 98.5%と上方修正したことによるものです。

次の段の法人市民税につきましては 5 億 2,400 万円で、前年度対比 1,370 万円の減額を見込みました。減額を見込んだ理由につきましては、令和 4 年の決算額及び令和 5 年度中の実績に基づいたものです。

次の固定資産税につきましては 49 億 1,900 万円で、前年度対比 7,200 万円の増額を見込みました。増額を見込んだ理由につきましては、評価替えによる土地の評価額の上昇や軽減特例の期限が切れる大型物件があることなどにより家屋と償却資産の増額を見込んだことによるものです。

軽自動車税の環境性能割につきましては 1,500 万円で、前年度対比 300 万円の増額を見込みました。増額を見込んだ理由は、近年の実績を鑑み、軽自動車の需要が高まっているため、新車購入台数の増加が継続すると予想したものによるものです。

その下の種別割につきましては 2 億 5,340 万円で、前年度対比 1,490 万円の増額を見込みました。こちらも増額を見込んだ理由は、軽自動車の台数が増加していることによるものです。

18、19 ページ、一番上の市たばこ税につきましては 4 億 2,600 万円で、前年度対比 4,000 万円の増額を見込みました。増額を見込んだ理由は、令和 4 年度の決算額と令和 5 年度中の実績に基づいたものですが、決算時等の増加の理由は、たばこの消費本数の増加によるものです。

都市計画税につきましては 4 億 1,420 万円で、前年度対比 1,130 万円の減額を見込みました。減額とした理由といたしましては、令和 5 年度中の実績に基づいたものです。私からは以上です。

○財政課長 続きまして、以降の歳入のうち一般財源について御説明を申し上げます。同じ 18、19 ページにあります。2 款地方譲与税から 24、25 ページにかけまして、12 款の交通安全対策特別交付金までにつきましては、国の地方財政計画ですとか、本市の令和 5 年度決算見込額等を基に算定をいたした金額を計上したものととなります。

24、25 ページ、上から 2 つ目、11 款地方交付税のうち普通交付税につきましては、地方交付税が市税等の歳入の財源を補う性質のものであることから、市税等の歳入増を見込む一方で、前年度対比では 1.2%減となります 56 億円を計上するものとなります。

56、57 ページ、18 款寄付金につきましては、ふるさと寄附金の寄附額を、昨年度予算の同額となります 2 億円を計上しております。

次の 19 款繰入金 2 項 1 目基金繰入金のうち、説明欄、財政調整基金繰入金につきましては、不足する一般財源を補填するものとしたしまして、前年度から 1 億円増となります 9 億円を計上しております。また、一番下の黒ポツ、新設いたします公共施設等整備基金繰入金からは 5,000 万円繰り入れまして、保育園ですとか、児童館の大規模修繕事業ですとか、斎場の施設維持整備費等の財源としています。

58、59 ページ、20 款繰越金につきましては、前年同額となります 3,500 万円を計上しております。

76、77 ページ、22 款 1 項 9 目臨時財政対策債につきましては、こちらも国の地方財政計画の方針といたしまして地方交付税財源を確保する一方で、臨時財政対策債については抑制が図られることとなったことから、前年度対比では 1 億 5,000 万円減の 1 億円を計上するものとなります。

歳入の説明は以上となりますが、7 ページを御覧ください。こちら第 2 表といたしまして、債務負担行為になります。こちらにつきましては、土地開発公社の借入れに対する債務保証のほか、記載のとおり業務委託等に伴うものとなります。

続きまして、8 ページから 11 ページまで続きますが、第 3 表地方債につきましては、事業の実施に伴う市債の借入れについて限度額及び利率などを定めたものとなります。説明は以上となります。

○**委員長** それでは、歳入等に関し質疑を行います。委員の発言を求めます。

○**平間正治委員** 16 ページ一番上のところなのですが、令和 6 年度に個人住民税ですか、定額減税が実施されるということになっていると思うのですが、その減額分については見込んであるのかどうなのか。見込んであるとすれば特例交付金などで補填されると思うのですが、それはそれでいいのか。また、その額はどのくらいになるのかについて分かれば。

○**税務課長** おっしゃるとおり定額減税の実施による減額というものは、個人住民税については想定されておりますけれども、この予算には減額は見込んでおりません。減額を見込んでおりません理由といたしましては、国の地方特例交付金により補填されるため、歳入、予算全体には影響がないということと、今の時点では令和 5 年のデータしかないものですから、それから正確な数字を算定するのが難しいというようなことで、今現在では予算には見込んでおりません。令和 6 年度の個人住民税の調定額が年度の 4 月、5 月頃には確定いたしますので、その時点で正確な数値を把握いたしまして、しかるべきタイミングで地方特例交付金とともに計上させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○**平間正治委員** 分かりました。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

○**中村努委員** 基本的なことで教えてほしいのですが、たばこ税というのは、課税して納税する仕組みというのがいま一つよく分からないのですが、どういう人が課税されて、どうやって納付するのか教えてください。

○**税務課長** たばこ税につきましては、1,000 本当たり幾らというような税率で納めていただくのですが、販売業者が仕入れた時点で納めるというような形になります。

○**中村努委員** 小売店が納税額を申告して納税するということですか。

○**税務課長** 係長より御答弁申し上げます。

○**市民税係長** たばこ税につきましては、製造業者が小売店に納品した段階でその数を申告して、製造業者が市に納めると、そういう流れになっております。

○中村努委員 例えば製造業者がコンビニなどに卸したときに、製造業者のほうで塩尻市の販売業者に何本納入したということで、そこが支払ってくるということですか。

○市民税係長 おっしゃるとおりです。

○中村努委員 それで結果的に本数が多くなったという理解ですか。

○市民税係長 令和3年度に比べて令和4年度の消費本数が300万本ほど増えているというような状況があります。

○中村努委員 たばこは前よりたばこ税がすごく高くなっているのですが、値段が上がった分というのはこれには反映されていないということですか。

○市民税係長 値段が毎年ここ数年上がってきておりますので、それは反映されております。

○中村努委員 では、それも増えてきた要因ですか。

○市民税係長 そのとおりです。

○中村努委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。ほかによろしいでしょうか。

ないようですので、歳入等の質疑を終了いたします。

以上で、議案第23号令和6年度塩尻市一般会計予算の質疑が終了いたしました。議案に対する自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第23号については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第23号令和6年度塩尻市一般会計予算は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

これで本日本日予定しておりました審査は全て終了いたしました。明日ですが、第24号国民健康保険事業特別会計予算から再開いたしますのでよろしくお願いいたします。

以上で、本日の予算決算常任委員会を散会といたします。大変お疲れさまでした。

午後3時17分 閉会

令和6年3月12日（火）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

予算決算常任委員会委員長 篠原 敏宏 印